令和８年８月31日（月）～10月13日（火）

令和８年（2026年）　第３回

川 崎 市 議 会 定 例 会 会 議 録

（ 資 料 編 ）

令和８年第３回川崎市議会定例会
議 事 日 程 第 １ 号

令和８年８月３１日（月）
午前１０時　　開　　会

第　１
会議録署名議員の指名

第　２
会期の決定

第　３
議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２４号　川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２５号　川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２６号　川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２７号　川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２８号　川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２９号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について
議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算
議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第１３５号　令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

報告第　１４号　健全化判断比率の修正の報告について
報告第　１５号　健全化判断比率の報告について
報告第　１６号　資金不足比率の報告について
報告第　１７号　かわさき市民放送株式会社ほか２１法人の経営状況について
報告第　１８号　地方自治法第１８０条の規定による市長の専決処分の報告について

第　4

議案第１４１号　令和７年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第１４２号　令和７年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４３号　令和７年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４４号　令和７年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４５号　令和７年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４６号　令和７年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４７号　令和７年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４８号　令和７年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４９号　令和７年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５０号　令和７年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５１号　令和７年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５２号　令和７年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５３号　令和７年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５４号　令和７年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５５号　令和７年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第１５６号　令和７年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５７号　令和７年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５８号　令和７年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５９号　令和７年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第　5

議案第１６０号　川崎市教育委員会委員の任命について

＊案件

日程第５　議案第160号

＊本会議投票結果（総数56票）

・賛成（56票）

三浦恵美	岩田英高
飯田　満	重冨達也
三宅隆介	鈴木朋子
嶋　凌汰	林　敏夫
井土清貴	押本吉司
枝川　舞	春　孝明
柳沢　優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
月本琢也	野田雅之
吉沢章子	青木功雄
齋藤　温	橋本　勝
小堀祥子	山崎直史
那須野純花	宗田裕之
高戸友子	井口真美
仁平克枝	石川建二
高橋美里	木庭理香子
長谷川智一	堀添　健
嶋田和明	岩隈千尋
工藤礼子	織田勝久
浦田大輔	雨笠裕治
平山浩二	田村伸一郎
各務雅彦	浜田昌利
本間賢次郎	かわの忠正
矢沢孝雄	松原成文
末永　直	石田康博
市古次郎	浅野文直
後藤真左美	大島　明
渡辺　学	嶋崎嘉夫

＊議決結果

同意

令和８年第３回川崎市議会定例会
議 事 日 程 第 ２ 号

令和８年９月９日（水）
午前１０時　　開　　議

第　１

議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２４号　川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２５号　川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２６号　川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２７号　川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２８号　川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２９号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について
議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算
議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第１３５号　令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

報告第　１４号　健全化判断比率の修正の報告について
報告第　１５号　健全化判断比率の報告について
報告第　１６号　資金不足比率の報告について
報告第　１７号　かわさき市民放送株式会社ほか２１法人の経営状況について
報告第　１８号　地方自治法第１８０条の規定による市長の専決処分の報告について

第　２

議案第１４１号　令和７年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第１４２号　令和７年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４３号　令和７年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４４号　令和７年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４５号　令和７年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４６号　令和７年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４７号　令和７年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１４８号　令和７年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４９号　令和７年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５０号　令和７年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５１号　令和７年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５２号　令和７年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５３号　令和７年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５４号　令和７年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５５号　令和７年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第１５６号　令和７年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５７号　令和７年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５８号　令和７年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５９号　令和７年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

令和８年第３回川崎市議会定例会
議 事 日 程 第 ３ 号

令和８年９月１０日（木）
午前１０時　　開　　議

第　１

議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２４号　川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２５号　川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２６号　川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２７号　川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２８号　川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２９号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について
議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算
議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第１３５号　令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

報告第　１４号　健全化判断比率の修正の報告について
報告第　１５号　健全化判断比率の報告について
報告第　１６号　資金不足比率の報告について
報告第　１７号　かわさき市民放送株式会社ほか２１法人の経営状況について
報告第　１８号　地方自治法第１８０条の規定による市長の専決処分の報告について

第　２

議案第１４１号　令和７年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第１４２号　令和７年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４３号　令和７年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４４号　令和７年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４５号　令和７年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４６号　令和７年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４７号　令和７年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１４８号　令和７年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４９号　令和７年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５０号　令和７年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５１号　令和７年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５２号　令和７年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５３号　令和７年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５４号　令和７年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５５号　令和７年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第１５６号　令和７年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５７号　令和７年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５８号　令和７年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５９号　令和７年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第　３

請願・陳情

令和８年第３回川崎市議会定例会議案付託表

令和８年９月１０日

付託委員会	案件
総務委員会（４）	議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について 議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について 議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算
文教委員会（１４）	議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について 議案第１２４号　川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第１２５号　川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２６号　川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２７号　川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２８号　川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２９号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１３５号　令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
健康福祉委員会（１０）	議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算 議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
まちづくり委員会（３）	議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について 議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
環境委員会（４）	議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和８年第３回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

（その１）

陳　　情　　文　　書　　表

受理番号	受理年月日	件　　名	陳 情 提 出 者	要　　旨	付託委員会
160	8. 8. 26	川崎市議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情	川崎区 かわさき市民オンブズマン代表幹事	開かれた議会への刷新と、市民からの信頼回復、そして地方議会としての説明責任を果たすため、政務活動費の支出に係る収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。	総務委員会
161	8. 8. 28	非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を国に提出することを求める陳情	横浜市南区 全日本自治団体労働組合神奈川県本部中央執行委員長	地方自治法第99条に基づき、市議会においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める意見書の提出をお願いいたします。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件　　名	陳 情 提 出 者	要　　旨	付託委員会
162	8. 9. 2	国に対し、ＯＴＣ類似薬の追加負担の実施を見送ることを求める意見書提出の陳情	横浜市中区 ユーコープ労働組合委員長	５月29日に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律案」ではＯＴＣ類似薬について、追加負担を求める「一部保険外療養の創設」が入っており、来年３月から実施するとしています。 対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や、じん麻しん、花粉症、ぜん息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。 このようなＯＴＣ類似薬の「追加負担導入」は、自己負担を３割までとした健康保険法の趣旨に反し、患者の受療権及び健康権の侵害につながり、受診控え及び受診遅れなど、命に直結する問題となります。 国に対し、ＯＴＣ類似薬の追加負担の来年３月からの実施を見送ることを求める意見書を提出していただくよう、陳情します。	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情提出者	要　　旨	付託委員会
163	8. 9. 2	バリアフリーと防災避難路確保のための閉鎖されている市道の整備及び使用に関する陳情	麻生区在住者	麻生区東百合丘21番２号の前には整備されていない市道があり、私たちは日々この市道をまたぐようにして、50数段ほどある階段を通り、宮前区にある一般道へと出ています。 この市道が利用できるようになると階段を使わないで、車椅子の通行や台車を使用した荷物の運搬なども可能となり、高齢者だけではなく、多くの利用者にとって、有用な市道となります。また、避難通路としての大きな役割を果たします。 市の行政も、バリアフリー化や防災へ配慮が高まっているとお聞きしました。是非とも御理解をいただき、この市道を整備し使用できるようお願い申し上げます。	まちづくり委員会

令和８年第３回川崎市議会定例会
議 事 日 程 第 ４ 号

令和８年１０月１３日（火）
午前１０時　　開　　議

第　１

議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２４号　川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１２５号　川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２６号　川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２７号　川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２８号　川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１２９号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について
議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について
議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算
議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第１３５号　令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

第　２

議案第１４１号　令和７年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第１４２号　令和７年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４３号　令和７年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４４号　令和７年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４５号　令和７年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４６号　令和７年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４７号　令和７年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４８号　令和７年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１４９号　令和７年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５０号　令和７年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５１号　令和７年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５２号　令和７年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５３号　令和７年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１５４号　令和７年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１５５号　令和７年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第１５６号　令和７年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５７号　令和７年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５８号　令和７年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第１５９号　令和７年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第　3

報告第　１４号　健全化判断比率の修正の報告について
報告第　１５号　健全化判断比率の報告について
報告第　１６号　資金不足比率の報告について
報告第　１７号　かわさき市民放送株式会社ほか２１法人の経営状況について
報告第　１８号　地方自治法第１８０条の規定による市長の専決処分の報告について

第　4

請願第　４０号　等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願

第　5

議案第１６１号　川崎市人事委員会委員の選任について

第　6

意見書案第１４号　防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書
意見書案第１５号　化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書
意見書案第１６号　同性婚を法制化するための民法等の改正を求める意見書
意見書案第１７号　国民健康保険を真に持続可能な制度とするための国庫負担の大幅な増額を求める意見書
意見書案第１８号　国債の６０年償還ルールの廃止等を求める意見書

第　7

請願・陳情

第　8

閉会中の継続審査及び調査について

令和８年１０月６日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

総務委員長
石　田　康　博

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について　（同　　意）

議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について　（同　　意）

議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算　（原案可決）

【令和８年第３回定例会　総務委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　総務委員長　石田　康博

○「議案第１１２号　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊使用料改定と住民福祉の増進との関係について

市民館及び労働会館の運営に係る経費は公費により負担しているが、施設利用者は特定のサービスを受けていることから、その一部を利用者に負担してもらう必要があり、利用者と非利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、受益者負担の適正化を図るものである。

＊市民から使用料・手数料の引上げを求める意見の有無について

使用料・手数料設定に当たり市民意見を募集したが、料金引上げを求める意見は特になかった。

＊物価高騰下における使用料・手数料改定に係る考え方について

今回の見直しは、使用料・手数料設定基準に基づき全庁的に実施するものであり、受益者負担の適正化は、本来利用者が負担すべきサービスの対価について公費で補っている部分を適正に負担してもらうものであることから、物価高騰下においても必要な取組である。

≪意見≫

＊物価高騰下において公共施設の利用料金を引き上げるべきではなく、誰もが利用しやすい料金水準を維持することが自治体の役割であることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１３０号　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊川崎市情報公開・個人情報保護審査会の独立性の確保について

本審査会は、公文書開示請求及び保有個人情報開示請求等に係る審査請求について、市長からの諮問を受け、専門的かつ第三者的な立場から調査審議を行う附属機関であり、委員は独立した立場で審議を行い、市は事務局として関与するのみであることから、制度上独立性は確保されている。

＊新任委員の選任経緯について

新任委員３名はいずれも弁護士であり、２名は神奈川県弁護士会からの推薦によるもの、１名は前任委員から推薦された、神奈川県弁護士会以外の弁護士会所属の弁護士である。市が特定の人物を選定したものではなく、客観性を確保した選任手続となっている。

≪審査結果≫

全会一致同意

○「議案第１３１号　川崎市土地利用審査会委員の選任について」

≪審査結果≫

全会一致同意

○「議案第１３３号　令和８年度川崎市一般会計補正予算」

≪主な質疑・答弁等≫

＊高等専門学校設置事業費の内容について

高等専門学校の設置に向けた、事業全体の枠組みの検討、法的課題に関する整理、設置認可申請に必要な基礎資料の作成支援、関係機関との調整及び設立準備委員会の運営支援等を委託するための経費である。

＊高等専門学校の設置主体及び設置場所について

現時点では、民設民営による設置を想定しており、川崎総合科学高等学校の敷地及び校舎を活用する方向で検討を進めている。

≪意見≫

＊川崎総合科学高等学校の廃校を前提として高等専門学校の設置準備が進められていることは問題であり、高等専門学校設置事業費について反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

令和８年１０月６日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

文教委員長
小　堀　祥　子

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について　（原案可決）

議案第１２４号　川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１２５号　川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１２６号　川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１２７号　川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１２８号　川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１２９号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第１３５号　令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
（原案可決）

【令和８年第３回定例会　文教委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　文教委員長　小堀　祥子

○「議案第１０６号　川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊マイナンバーカードに特定在留カード及び特定特別永住者証明書の機能が統合可能となったことに伴う条例改正であり、マイナンバーカード制度自体に反対してきた経過から本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１０７号　川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料値上げは住民福祉の増進に反し、市民の利用機会を狭めるおそれがあるため本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１０８号　川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は誰もが利用できるよう安価とすることが自治体の役割であると考えているため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１０９号　東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊東海道かわさき宿交流館の利用率について

令和７年度における利用率は５２．８パーセントである。

＊利用率向上に向けた指定管理者との協議状況について

利用率が低いのは夜間利用区分であり、利用率向上に向け、施設内での飲食を認める取組に加え、近隣マンション等の管理組合への利用促進を働きかけている。

≪意見≫

＊特色のある施設であるため、付加価値を高めながら稼働率向上に努めてほしい。

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は安価に抑

えることが自治体の役割と認識していることから、それに反する本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１０号　川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は安価に抑えることが自治体の役割と認識していることから、それに反する本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１１号　川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊利用率向上に伴う値下げの可能性について

全庁的に実施される４年に１度の使用料見直しの際に、市全体の方針に基づき検討する予定である。

＊現状の施設利用率について

令和７年度の利用実績として、屋内広場が４４．９パーセント、第１会議室が３７．７パーセント、第２会議室が３７．６パーセント、第３会議室が３８．４パーセント、研修室が４８．２パーセントの利用率となっている。

＊利用率の低迷に関する要因分析について

ＪＲ武蔵小杉駅からのアクセスに課題があることに加え、駅周辺に代替となり得る会議室が多いことから利用率が低迷していると分析している。

＊利用率向上を目的とした施設における飲食利用制限の解除について

現在、飲食については不可となっている。理由として、施設が古く防音性に課題があること等が原因であるが、他施設事例も調査研究する予定である。

＊施設駐車場利用率について

利用率については調査していない。

＊駐車場利用状況を把握していない理由について

利用者の駐車時間が一様でなく、利用状況を把握することが難しいため、統計を取っていない。

＊駐車場情報の平和館ホームページにおける周知状況について

駐車場の情報は平和館ホームページにおいて周知しているが、今後の在り方について調査及び検討を進める予定である。

＊平和館における大型バス駐車の可否及び利用状況について

大型バス２台程度であれば同時駐車可能である。また、利用状況として年２、３回程度である。

＊平和館利用者数の推移について

令和４年度が３１，６４８人、令和５年度が３４，７８０人、令和６年度が４６，７７２人、令和７年度が４３，３９５人である。

＊施設利用者に係る調査について

令和７年度に、大人もしくは子どもの２区分で調査を実施した際には、施設利用者は大人が７７パーセント、子どもが２３パーセントという結果であった。また、初回利用者及び複数回利用者であるか等の利用者の属性については調査していない。

≪意見≫

＊近隣住民の利用を増やすため、要望が多い飲食利用の制限解除等についても検討してほしい。

＊平和館の利用率向上に向けて、学校施設及び近隣自治会等への周知の取組を強化してほしい。

＊アクセスに課題のある施設であることを認識しているのであれば、アクセス向上に資する、施設駐車場の周知について努めてほしい。

＊世田谷区立平和資料館における各種活動の事例を参考に、平和館の平和学習拠点としての機能向上についても検討してほしい。

＊平和館について、施設利用率が５割を切っている状況は真剣に受け止めるべきであり、あるべき機能や在り方についてしっかりと検討してほしい。

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は安価に抑えることが自治体の役割と認識していることから、それに反する本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１８号　川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１２４号 川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊多摩市民館のみ受益者負担割合が他施設よりも高くなっている理由について

多摩市民館における受益者負担割合は２８．７パーセントであるものの、他施設と異なり、区役所との合築施設であることから、清掃費等の一部経費を区役所予算から支出しており、受益者負担割合の計算結果に差異が生じている。

＊受益者負担割合が他施設よりも高い多摩市民館を料金改定対象とした理由について

市民館については、市内全体で同一料金体系を維持すべきとの考えから、他の区の施設と同様に料金改定の対象とした。

＊多摩区役所予算からの経費支出に関する今後の取扱いについて

現在の経費支出に係る計算方法には改善の余地があると認識しており、今後、多摩区役所とも調整が必要であると認識している。

＊幸市民館第１会議室のみ料金が安くなる理由について

幸市民館の改修に伴い、第１会議室の面積が縮小したことから、利用料金の見直しを実施したところ、料金設定が以前より安価となった。

≪意見≫

＊４年に１度の料金改定の際には、改定額の算出根拠となる前提の考え方について整理をしてほしい。

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公平性の担保のために適正な受益者負担を求めるということが値上げの理由であるものの、公平性を理由とするのであれば、安価な料金を維持することを地方自治体として最優先にすべきであると考えているため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２５号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２６号 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊市外居住者区分を設定した理由について

本年３月に、少年自然の家の今後の方向性が固まったことにより、今後、自然教室の利用減少により見込まれる空き枠を今まで利用していなかった層の方に利用してもらうことを想定して設定したものである。また、市外居住者区分の導入については、指定管理者及び現地関係者からも要望があり、その内容を踏まえたものである。

≪意見≫

＊閉鎖に向けた今後の施設運営についても、指定管理者と密に連携しつつ対応に努めてほしい。

＊少年自然の家の利用料金値上げに伴う条例改正であり、料金改定の理由として挙げた施設縮小についても、市の方針によるものであるため、その影響を利用料金で補うべきではないと考えているため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２７号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料はできるだけ安く抑えることが地方自治体のあるべき姿だと考えているため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２８号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊入園者数が目標に達しなかった理由及び値上げの影響による更なる入園者数減少の可能性について

夏季の酷暑により、全国的に屋外施設の来園者数は減少傾向にあり、その影響によるものと考えている。また、実態に合わせた金額設定としており、近隣類似施設と比較しても高価ではないため、値上げによる影響は少ないものと認識している。

＊今後の入園者数に係る目標設定の在り方について

入園者数の目標は１３万８，０００人であったが、専門部会の意見を踏まえ、適宜修正している。今後も目標達成に向けた取組を継続する予定である。

＊ボランティア向けの活動費補助について

ボランティア活動に参加いただいている方は、歴史や文化に関心を持つ方が多い状況であるため、活動費補助ではなく、学習会や研修会等の開催支援に需要があると認識している。

＊夏季における入園者数の減少への対策について

一部施設に新たに冷房を設置したほか、今後については、生田緑地等で行われる各種イベント等との連携についても検討している。

＊外国人入園者の割合について

令和７年度は約１万人が入園しており、日本の伝統的な建築物に関する施設として、近年、入園者が増加傾向にあると認識している。

＊外国人料金を設定していない理由について

全国の博物館等５００施設を調査した結果、外国人料金を設定している例は確認できなかったことに加え、公園施設として広く利用機会を確保すべきという博物館法の考え方から、設定を行わなかったものである。

≪意見≫

＊ボランティアの活動内容やその実態を踏まえ、活動への支援を実施してほしい。

＊諸外国の実例を踏まえて、外国人料金設定の導入を含めて検討を行ってほしい。

＊入園料の値上げに伴う条例改正となっており、可能な限り公共施設の入園料や利用料は安価とすべきと考えていることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２９号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊アリーノにおいて利用率が低い施設の内訳及び利用率向上に向けた取組について

集会室及びグループ学習室の利用率は高いものの、その他の施設は利用率が５割を切っている部屋もある。今後については、利用率が２割台に留まる調理室等の利用率向上を含めて、施設全体の利用を促進する取組を検討している。

＊次期指定管理者の選定に向けた協議について

今年度、次期指定管理者の選定を進めており、改めて報告する予定である。

＊利用率向上に向けた駐車料金補助等の可能性について

地元自治会や利用者等から地域との連携強化及び施設に関する広報活動の充実についての意見を伺っている。利用率向上については、宮前市民館との協働による利用促進に向けた取組や駐車場の件も含めて、様々な検討を行う予定である。

＊利用料金を現状維持としなかった理由について

市全体の４年に１度の使用料及び手数料の見直しの一環として実施したものであり、この施設のみ料金を据え置くとの結論には至らなかった。

＊指定管理者が設定する利用料金の決定時期について

本議案議決後、指定管理者、区役所及び財政局と調整を行い、来年度の利用料金を決定する予定である。

≪意見≫

＊アリーノの共用スペースについて、地域団体やボランティア団体等が利用しやすいよう、指定管理者と協議の上、柔軟な運用を検討してほしい。

＊値上げに伴い、サービス水準が低下することがないように努めてほしい。

＊施設利用料の値上げに伴う条例改正であり、市民利用施設の利用料は可能な限り安く抑えるのが自治体のあるべき姿と考えているため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１３５号 令和８年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

令和８年１０月６日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

健康福祉委員長
矢　沢　孝　雄

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算　（原案可決）

議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算　（原案可決）

議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

（原案可決）

議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

（原案可決）

【令和８年第３回定例会　健康福祉委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　健康福祉委員長　矢沢　孝雄

○「議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊試験検査の種別を大幅に改正する理由及び金額の妥当性について

今回の改正は、受益者負担割合の適正化が目的だが、併せて現状に合わせた種別の整理を行い、必要な項目を新設、また、民間検査機関で実施可能となった項目等を廃止した。金額については、横浜市等の近隣の自治体の価格を確認し、個々の単価に差異はあるものの種別ごとの中央値は同程度であることから、おおむね妥当と考えられる。

＊廃止する検査項目に関して行政機関で実施しない理由について

コロナ禍を経て、行政機関の役割として健康危機事象発生時の対応が優先して求められるようになったことから、行政処分によるものを除き、民間で実施可能な検査は民間検査機関で実施している。

＊検査手数料の市民負担について

検査は主に保健所等からの依頼に基づいて実施しており、市民及び事業者等から直接手数料を徴収するものではない。

≪意見≫

＊市民からの手数料の徴収がないことを確認できたため、本議案には賛成する。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊市外居住者の火葬料及び遺体保管料を据え置く理由並びに近隣自治体における市外居住者の料金設定について

市外居住者の火葬料については、施設整備費を含めた費用負担を求めており、受益者負担割合の基準を満たしていることに加え、近隣自治体における料金設定と均衡していることから料金を据え置くものである。近隣自治体における市外居住者の料金は、横浜市５万円、相模原市５万４，０００円、横須賀市６万円、東京都臨海斎場８万８，０００円、瑞江斎場７万１，５２０円である。

＊市外居住者の料金の在り方の検討について

受益者負担の適正化及び公平性を確保し、市民の理解を得られるよう適切な使用料の設定に努めている。

＊市外利用者の居住地域について

市外利用者のうち、おおむね３分の２が横浜市等の県内居住者、３分の１が東京都居住者となっている。

＊横浜市鶴見区に新たに斎場が整備された場合の南部斎苑への影響について

現状では南部斎苑における市外利用者は横浜市民の利用が多く、鶴見区に新たに斎場が整備された場合、市外利用者の減少が見込まれる。相対的に市内利用者にとっては利用しやすい状況になると考えられる。

＊横浜市鶴見区に新たに整備される斎場の料金設定について

現状では５万円と伺っている。

＊市外居住者の使用料金の算定におけるイニシャルコストの取扱いについて

イニシャルコストについて、遺体保管料には反映していない一方、休憩室使用料及び斎場使用料には反映して算定している。

＊遺体保管料におけるイニシャルコストの把握について

遺体保管料のイニシャルコストの正確な数値は把握していないところだが、今後数値を算出して精査していきたい。

≪意見≫

＊市民にのみ負担増を求めることに疑問が残るため、本議案には賛成できない。

＊地方自治体の本旨は住民の福祉の増進であり、誰でも安価に利用できるよう料金を抑えることが自治体の役割であることから、市民に負担を強いる本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊地方自治体の本旨は住民の福祉の増進であり、誰でも安価に利用できるよう料金を抑えることが自治体の役割であることから、市民に負担を強いる本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊地域交流センターの主な施設の稼働状況について

稼働率の高いものを例示すると、かわさき地域交流センターの工作室の稼働率は、平日及び土曜夜間は約４６パーセント、日曜祝日は約７４パーセント、高津地域交流センターのホールの稼働率は、平日及び土曜夜間は約８５パーセント、日曜祝日は約６６パーセントである。

＊施設の利用時間及び利用対象者について

老人福祉センター及び地域交流センターについては、利用時間を分けて同一の施設及び諸室を使用している。高齢者が主に利用する老人福祉センターは平日及び土曜の午前９時から午後５時まで、高齢者に限定せず幅広い世代が利用

する地域交流センターは平日及び土曜の午後５時から午後９時まで並びに日曜及び祝日の午前９時から午後９時までの利用時間としている。

≪意見≫

＊センターの存在が地域住民に十分知られていない可能性もあるため、市民への周知を図り、多くの市民に利用してもらえるよう取り組んでほしい。

＊地方自治体の本旨は住民の福祉の増進であり、誰でも安価に利用できるよう料金を抑えることが自治体の役割であることから、市民に負担を強いる本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊労働者及び地域住民の安全性が確保できないとの考えから反対した認定高度保安事業者の自主保安を推進するために規制緩和が行われる内容の条文に関連していることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊葬祭補償金額の根拠について

労働政策審議会の答申を受け、労働者災害補償保険法施行規則第１７条の葬祭料が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、定額部分について、総務省統計局が発表する消費者物価指数を基に毎年見直しを行うこととされていることから、所要の改正を行ったものである。

＊直近の金額改定について

平成１２年４月１日に３０万５，０００円から３１万５，０００円に改定された。

＊葬祭補償の枠組みについて

今回改正の定額部分のほか、補償基礎額部分で構成されている。

＊補償基礎額の改定の経過について

令和６年以降、毎年改定している。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」
≪審査結果≫
全会一致原案可決

○「議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」
≪審査結果≫
全会一致原案可決

○「議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」
≪審査結果≫
全会一致原案可決

令和８年１０月６日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

まちづくり委員長
　仁　平　克　枝

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　（原案可決）

議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について　（原案可決）

議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算　（原案可決）

令和８年１０月６日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

まちづくり委員長
　　仁　平　克　枝

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条及び第９４条の規定により報告します。

記

請願第４０号　等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願
（不採択）

【令和８年第３回定例会　まちづくり委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　まちづくり委員長　仁平　克枝

○「議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊関係条例５件の改正が市の事業に及ぼす影響について

５件のうち、４件は法改正に伴う条項ずれ等により規定の整備を行うものであり、建築協定条例についても、本市に適用事例が存在しないことから、いずれも条例改正による事業への影響は生じない。

＊建築協定条例における特定都市計画施設の管理者規定に係る市内の対象施設について

管理者規定に係る市内の土地区画整理事業地内に区分地上権が設定されている都市計画施設はない。

＊建築協定条例の改正に伴う建築協定締結時における手続の変更有無について

変更はなく、これまで通りの手続となる。

＊都市景観条例の改正に伴う景観審査の基準への影響について

景観審査の基準に影響を及ぼす改正内容ではない。

＊川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の改正に伴う影響について

条項ずれの整理であるため影響はない。

＊立地適正化計画の見直しの予定について

現時点において具体的な予定は決まっていない。令和１０年の都市計画マスタープランの改定による方向性を踏まえて、見直しについて検討していく予定である。

＊条例の施行日が関係条例により異なっていることについて

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の附則の規定により、条例によって施行日が異なっている。

≪意見≫

＊今後の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に当たっては、特定業務施設等誘導地区を導入しないでほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

≪主な質疑・答弁等≫

＊特定財源の繰越しにおける取扱いについて

墓地整備事業において、歳入歳出差引額として約４，０００万円の決算剰余金が生じたことから、補正予算により墓地整備基金へ積み立てるものである。

＊決算剰余金を一般財源ではなく墓地整備基金へ積み立てることについて

墓地整備基金は、基金条例に基づき墓地整備事業の財源に充てることを目的として設置されていることから、一般財源への繰入れは行わず、同基金に積み立てるものである。

＊決算剰余金を墓地整備基金へ積み立てる時期及び従来の取扱いについて

墓地整備基金への積立財源となる決算剰余金については、前年度決算の確定後でなければその額を確定することができないため、決算議案を審議する９月定例会において補正予算を計上するものである。

＊約４，０００万円の決算剰余金が生じた理由について

本件は、工事請負及び業務委託における入札差金並びに外部委託を予定していた業務を直営により実施したことにより生じたものであり、事業等の未執行によるものではない。

＊墓地整備基金の今後の見通しについて

早野聖地公園の整備工事の進捗に伴い、基金を取り崩して事業費に充当している状況である。今後、墓地整備及び用地取得の進捗により基金の積立てが見込まれるものの、早野聖地公園においては引き続き整備工事を進める予定であることから、歳出の増加が見込まれる。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「請願第４０号　等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願」

≪請願の要旨≫

工事工程の見直しによりテニスコートの休止期間をなくし、継続的に使用可能とするとともに、工事計画及び進捗状況について市民への丁寧な情報公開を行うこと。また、休止期間が生じる場合には他施設の優先利用枠など、実効性のある代替措置を講じるとともに、利用者との意見交換を通じて市民の声を計画に反映することを求めるもの。

≪理事者の説明要旨≫

平成２３年３月に策定した等々力緑地再編整備実施計画に基づき、平成２７年から陸上競技場、野球場及び広場等の整備を実施してきた。また、平成２９年の都市公園法改正を踏まえ、民間活力の導入について検討を進め、令和４年２月には実施計画を改定し、令和５年３月から等々力緑地再編整備運営等事業を開始した。現在の等々力テニスコートは令和８年９月２４日に利用を停止する予定であり、緑地南側から緑地北側の下水処理施設の上部空間に新テニスコートを移転し、令和９年４月に供用を開始する予定である。新テニスコートには日よけ付き観覧席や周辺環境に配慮した照明設備を導入し、利便性及び利用環境の向上を図る予定である。下水処理施設の整備工事において仮設計画等の変更が生じ、新テニスコートに関する整備の着手がおよそ半年遅延し、

令和８年４月となった。現在のテニスコートの撤去について、開始時期の見直しを検討したが、施工人員の確保が困難となり、物価変動等で総事業費への影響が生じることが判明したため、見直しには至らなかった。公園利用者との意見交換の場として、事業説明会及び工事説明会を実施し、利用団体に直接ヒアリングを実施してきた。

請願に関する本市の見解として、再編整備事業の全体スケジュールの遅延及び工程の変更に伴い施工人員の体制の確保が困難であること、また、物価変動対応等により総事業費に影響が生じることから、当初の予定どおりに令和８年９月から現在のテニスコートの利用を停止し、撤去工事に着手する。工事計画については関係団体及び周辺の町内会等で構成する情報共有連絡会で説明し、市及び事業者のホームページに掲載するなど、適宜情報発信を行う。代替措置としては、等々力緑地周辺で代替施設の確保が困難であるため、市が管理する公共施設のテニスコートの利用促進を図る予定である。

≪主な質疑・答弁等≫

＊等々力テニスコートの年間利用者数について

年間利用者数は約１３万人である。

＊他施設における優先利用枠の設置等による代替措置の検討について

優先利用枠の設置については、他の施設利用者との公平性の観点や等々力テニスコートの利用者であったことの判別が困難であることから、優先利用枠は設けない予定である。

＊工事工程の管理及び情報公開について

新テニスコートの工事に関する工程の管理を徹底するとともに、情報公開を行い、早期の供用開始に向けて取り組む予定である。

＊下水処理施設の工事期間の変更を建設緑政局が認識した時期について

令和５年９月に上下水道局に工事請負業者から工事変更の報告があり、下水処理施設の整備工事の計画変更について、令和５年１１月に建設緑政局と共有した。

＊現在のテニスコートの利用停止に関する市民への説明状況について

令和６年４月に実施した工事説明会では、等々力緑地における施設の配置変更等の検討中であり、テニスコートの利用停止について確定していなかったため、利用停止に関する説明は行っていなかった。その後、令和７年４月に実施した工事説明会において市民に対しテニスコートの利用停止に関する説明を実施した。

＊代替施設の確保に向けた検討結果について

近隣の他都市の施設は利用料金が高額で、市民負担の増加が見込まれ、また、新たな代替施設の整備には相応の費用を要すること、さらには、教育機関にも協力を依頼したが、既存利用者の利用状況等を考慮すると新たな受入れは困難であるとの回答であったことから、代替施設の確保は困難であるとの結論に至った。

≪取り扱い≫

・市民への説明が十分ではなく、また、市は実効性のある代替施設の確保に向けて尽力すべきであることから、本請願は趣旨採択すべきである。

・代替措置の必要性について理解するものの、他のスポーツ団体への影響や財政負担等を踏まえ、本件は全ての競技団体の協力により進められている再編整備計画に基づくものであることから、本請願は不採択とすべきである。

・市民への丁寧な情報提供と説明責任の徹底は必要であるが、本件については関連する下水処理施設を含め、テニスコートの整備を着実かつ速やかに推進することが重要であることから、本請願は不採択とすべきである。
・工程変更に伴う人員確保の困難性及び近隣に代替施設がない状況を踏まえ、現行計画に基づく工事を着実かつ速やかに推進することが適当であることから、本請願は不採択とすべきである。

≪審査結果≫

賛成少数不採択

令和８年１０月７日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

環境委員長
岩　田　英　高

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決、附帯決議を付す）
＊附帯決議案は別紙のとおり

議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
（原案可決）

「議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議案

１　料金改定の影響が極めて大きい幼稚園、保育園、認定こども園等や各種業界について、新たな減免措置や支援措置等を検討し、必要な措置を講じること

２　料金改定については、市民及び各種業界等へ説明会を継続して実施するなど、丁寧な説明を行い、引き続き一層の周知、広報に努めること

【令和８年第３回定例会　環境委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　環境委員長　岩田　英高

○「議案第１１３号　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊手数料を改定する５項目のうち、市民の負担が伴う手数料の項目及びその内容について

市民の負担が伴う項目は、浄化槽関係であり、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る部分である。

＊浄化槽を使用している市民の状況について

令和６年度末における市内の下水道普及率は９９．６パーセントとなっており、残る０．４パーセントが浄化槽となっている。

現在、市内の浄化槽は、高津区以北の河川沿いや山坂の多い地域等に分布しているほか、川崎区では臨海部を中心に事業系の浄化槽として設置されている。

＊浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合を１００パーセントとする考え方及び今後の値上げについて

手数料については、サービスを必要とする市民の求めに応じて課すものであり、受益者が市民全体ではなく、当該サービスを利用する市民に限られることから、受益者負担割合を１００パーセントとしている。

今後の改定については、使用料・手数料の設定基準に基づき、他都市との均衡等も考慮しながら、受益と負担の適正化を図っていきたいと考えている。

＊浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合を１００パーセントとした場合の金額及び今後の負担割合の考え方について

受益者負担割合を１００パーセントとした場合、浄化槽の清掃手数料は約２万４，０００円となることから、急激な負担増とならないよう経過措置を設け、改定率の上限を１．５倍としている。

＊浄化槽等の清掃手数料を約２万４，０００円まで引き上げる考えについて

必ずしも約２万４，０００円にするということではなく、使用料・手数料の設定基準に基づき、他都市との均衡や原価計算、その時点の経済・社会状況等も勘案しながら調整していく。

＊浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合の見直しについて

今回の手数料については、使用料も含め、全庁的な基準に基づいていることから、現時点で個別に見直す状況にはないが、今後については、この基準自体を継続するかどうかも含め、議論されていくものと考えている。

＊汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る過去の料金改定率について

平成２９年度及び令和５年度の見直しにおける改定率は、１．５倍を上限として改定を行っている。

＊一般家庭における浄化槽等の清掃に係る標準的な費用及び改定後の負担額について

一般家庭における標準的な浄化槽は、１．５立方メートル以下の５人槽であり、１回当たりの清掃手数料は、現行の９，６７０円から改定後は１万４，５００円となる。通常、年１回の清掃となるため、年間では約４，８００円の負担増となる。

＊一般家庭及び事業系における汚泥の引き抜きの状況について

一般家庭では、１．５立方メートルの５人槽で年１回の清掃を行うため、汚泥の引き抜きはほとんどないが、事業系では利用頻度が多いことから、年１回の清掃に加え、途中で汚泥の引き抜きを行う場合がある。

＊し尿収集の現行体制及び災害時の対応について

４か所の生活環境事業所のうち、川崎生活環境事業所と宮前生活環境事業所の２か所にし尿収集機能を集約し、それぞれし尿収集車１０台で市内を網羅している。また、災害時においても、現在の直営収集体制の中で対応する計画としている。

＊廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正内容及び条例改正の整備内容について

今回の法改正では、災害廃棄物の処理をより迅速かつ円滑に進めるため、災害時には再委託に加え、再々委託まで可能となった。また、一般廃棄物処理施設の設置についても、自治体から直接委託を受けた事業者だけでなく、再受託者及び再々受託者についても、許可ではなく届出により施設の設置が可能となった。

これに伴い、生活環境影響調査結果の縦覧に関する規定に再受託者及び再々受託者が追加されたことから、法改正との整合を図るため、条例の規定を整備するものである。

＊ごみ排出量の減少及び廃棄物処理事業の取組について

政令指定都市の中で、１人１日当たりのごみ排出量が最も少なくなったことについては、市民・事業者の日頃からの協力によるものと認識している。

廃棄物処理事業については、これまでも廃棄物の排出削減に取り組んでおり、また、プラスチックの一括回収が全市に広がったことから、広報にも力を入れて取り組んでいるところである。

＊ごみ集積所の増加等を踏まえたごみ収集事業の対応について

ごみ収集については、効率よく収集できるようステーション方式としており、市民にもルールに則った排出をお願いしている。

収集効率の面では、集積所が集約されていることが望ましいが、地域ごとに様々な事情があることから、柔軟に対応し、そのバランスを取りながら収集事業を進めている。

＊ごみ収集や集積所に関する市民への周知・広報の在り方について

今後もホームページ等を活用しながら、幅広く周知・広報を行っていきたいと考えている。

＊ごみ収集に関する地域との意見交換について

地域から推薦された廃棄物減量指導員と廃棄物に関して、様々な意見交換を行っている。

＊災害時及び平時における廃棄物処理に関する地域からの意見・要望について

特段の意見・要望はないが、日頃から地域の困りごとについて意見を聴取するとともに、こちらからも情報発信を行うなど、地域とのやり取りを行う。

≪意見≫

＊災害時におけるごみ収集等の負担を少しでも減らすため、日頃から正しい情報を市民に周知するとともに、ごみ収集事業等における環境局の負担についても適切に広報し、地域及び自治会等と連携しながら、ごみ収集や災害時の対応、負担の在り方について丁寧な周知・広報に努めてほしい。

＊下水道が整備されていない地域などで、やむを得ず浄化槽を使用している場合もある中、清掃等の受益者負担割合を１００パーセントとする基準の在り方に加え、現行の９，６７０円から１．５倍に値上げし、さらに将来的な負担増も想定していることには問題がある。また、全庁的な使用料・手数料の見直しにおいて、公平性や受益者負担の考え方を一律に当てはめることが、住民福祉の増進を旨とする地方自治の在り方として適切なのか疑義があることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２０号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」

≪聴聞会の開催要請に関する協議≫

聴聞会開催の要請書が関係団体から提出されたため、委員会において聴聞会の開催について協議した結果、開催しないことを決定した。

≪主な質疑・答弁等≫

＊口径別料金への移行理由及び受益者負担の考え方について

メーターの口径は、水需要者の潜在的な水需要を表すものであり、口径の大きさに応じて施設整備に係る費用を負担してもらうという考え方が、受益者負担である。

＊水道の契約件数全体に占める単身世帯の割合について

市の統計では、全世帯に占める単身世帯の割合は約４６パーセントであることから、水道の一般世帯の契約件数約８０万件のうち、単身世帯が全契約件数に占める割合は、概算で約４４パーセントになると推計している。

＊本市水道料金が低廉な理由について

自然流下などの要因、全国に先駆けた浄水場のダウンサイジングを中心とした再構築事業など、経営努力によって料金が低く抑えられている。

＊逓増度の緩和に伴う一般世帯への配慮について

一般世帯への配慮としては、下水道使用料改定の先送りに加え、令和１０年度以降は、２２パーセントの料金改定を予定しているが、激変緩和措置として、令和９年度は１１パーセントの改定とするものである。

＊負担軽減策の対象となる世帯の想定について

庁内アンケートの結果として３人世帯で月２１立方メートル、４人世帯で月

２４立方メートル程度が平均的な使用水量と考えられ、子育て世帯はおよそ３人以上の世帯でもあることから、この結果をもとに子育て世帯の想定を行った。

＊負担軽減策における子育て世帯等の「等」が想定する世帯について

子育て世帯を除いた改定率を低く抑えた３人世帯、４人世帯を想定している。

＊既存の減免制度と今回の料金改定における負担軽減との関係について

減免制度については、月の使用水量１０立方メートルまでを減免するもので、現行の水道料金では、水量にかかわらず７２０円まで減免するものである。

＊施設減免における水道料金及び下水道使用料の取扱いの整合性について

下水道については、平成１２年度の下水道使用料改定の際に議論があり、附帯決議が付されたという経過がある。一方、水道については、それ以降、平成２１年度の値下げ改定しか行っておらず、今回が３０年ぶりの値上げ改定となり、取扱いが異なっている。

＊水道料金に下水道使用料と同様の施設減免を導入した場合の減免額について

水道料金を１０パーセント減免した場合、現在、下水道使用料の減免を申請している約５７０施設がそのまま減免対象となれば、減免額は下水道使用料と同程度になると考えている。

一方、申請率については、分子が減免している給水栓数、分母が事業所数であり、複数の事業所で一つの給水栓を使用している場合などもあることから、現在、件数及び影響額を精査している。

＊水道料金改定に伴う福祉施設等への減免措置の検討状況について

福祉施設等への水道料金の減免については、上下水道局において影響額の精査を行うとともに、各種団体への説明会や市ホームページに寄せられた意見等を集約しているところである。また、各団体を通じた事業所への周知等も行いながら、料金改定による影響の把握を進めており、これらの影響額や意見等を踏まえ、関係局と連携し、水道料金減免の必要性や対応について引き続き検討を進めていきたい。

＊水道料金改定を契機とした関係局との連携及び市民生活への負担軽減に向けた取組について

水道料金の改定について議論が行われているが、本市の中でも、関係局との単なる言葉だけではない「実連携」がより求められる時代になっていると認識している。

今回、水道料金の改定を通じて様々な業界との接点ができていることから、関係局や関係団体と、様々な視点で「実連携」をしっかり果たせるよう取り組んでいきたいと考えている。

＊こども未来局との子育て世帯等の負担軽減策に係る協議経過について

子育て世帯の負担軽減については、これまでの環境委員会での議論を踏まえ、所管するこども未来局とも議論を行ったが、子育て世帯を限定することが難しく、対象を全ての子育て世帯とすると件数が多く、事務処理が煩雑となることから、子育て世帯の使用に相当する水量帯の改定率を低く抑えることとした。

＊これまでの子育て支援策の考え方を水道料金改定へ反映することについて

子育て家庭への対応については、関係局との間で子育て世帯等に関する減免について意見交換を行った。減免等の実施を検討するに当たっては、対象世帯の設定、世帯状況の継続的な把握及び事務手続上の負担等の課題を確認しつつも、本議案では、料金設定において一定の負担が抑えられていると認識している。

＊福祉サービスを自宅で受けている世帯に対する水道料金の減免制度について

福祉的な減免措置として、障害者世帯及び要介護高齢者のいる世帯に対し、障害や要介護の状態に伴う経済的な負担を考慮し、生活の安定を図ることを目的とした減免制度を設けている。

＊水道料金改定による食品関係事業者への影響及び懸念について

食品関係事業者に、特段のリスクがあるとは認識していないが、食品関係に限らず、水道を使用する全ての事業者にとって、料金改定による一定程度の影響はあるものと認識している。

＊５月に示された大幅な改定率による、市民及び議会への周知について

経営審議委員会の答申が示された際など、丁寧な説明を目的として、取組の節目ごとに、環境委員会への報告及び市ホームページへの掲載による周知を行ってきた。

＊５月時点における料金改定予定の周知及び広報の取組状況について

広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ、広報パネル、市のイベント開催時の出展、区役所の行政情報モニター及びアゼリアビジョン等を活用して周知を行った。また、説明会については、５月の委員会報告以降に開始し、現時点で２７団体に対して合計２９回実施した。

＊料金改定に係る広報に要した費用について

広報経費については毎年予算化しているが、料金改定に係る新たな取組として、トレインチャンネルによる周知に約８０万円、検針時に投函するチラシに約２５０万円、合わせて約３３０万円を予定している。その他の広報については、それほど新たな経費はかかっていないと認識している。

＊市民への周知が約２割であることを踏まえた、広報による取組及び成果について

取組の成果として約８５０名を対象に行ったシールアンケートでは､料金改定を認識している市民の割合が約４５パーセントに増加している。

今後も､現状の広報を継続するとともに､トレインチャンネルや検針票投函時のチラシ配布なども実施を予定している。

＊料金改定の背景及び目的に係る市民の理解促進に向けた取組について

料金改定について広報紙及び説明会等を通して、物価、資材価格、金利並びに賃金等の上昇を背景に、市民生活の安全・安心を守る上で、現在の料金では施設・管路の更新・耐震化を計画的に進めることが困難であることを説明している。

加えて、道路陥没や水道管の破裂による道路冠水などを防ぐために料金の改定を行うという目的及び値上げ幅について説明している。

＊料金改定に関する説明会について

健康福祉局、こども未来局、経済労働局及び区役所の地域振興課から団体の紹介を受け、説明を希望する団体に赴いて説明会を実施した。

＊各種団体への説明状況、行政の対応及び今後の説明会の実施予定について

希望のあった団体へは説明会を実施しているが、説明会を辞退された団体も複数ある。

その他の団体については、今後、他の方法も活用して確認していきたい。

引き続き、広報や市民周知、理解の醸成を進めるため、令和９年４月の料金改定まで、説明会を実施する予定である。

＊各種団体からの要望及び質問について

説明会では、施設減免に関する要望が２件あったほか、料金改定をしてでも施設整備を進めてほしいとの意見があった。また、市民生活の安全・安心や事業者の経済活動を守るための料金改定であることを説明したところ、管路の更新率などについて質問があった。

＊川崎市食品衛生協会への説明における健康福祉局の同席の有無及び寄せられた意見等について

説明会は上下水道局職員のみで実施した。

水道料金を上げるのであれば東京都への分水料金も上げるべきではないかとの意見があった。

＊幼稚園協会への説明会の際に寄せられた要望について

現行の下水道使用料の減免対象となっていない状況下において、新たに水道料金の値上げがされることで、園の運営に大きな負担となることや、夏季の園行事で水道を使用する活動が多いことなどについて意見・要望があった。

＊中小企業等の民間事業者への説明状況及び説明を行っていない理由について

各局及び区役所の地域振興課から、本市に関係している団体を紹介してもらい、説明を行っている。

今後、必要であれば、業界や会社に対しても、令和９年４月の料金改定までに説明を実施していきたいと考えている。

＊料金改定に当たりパブリックコメントを実施した過去の事例について

パブリックコメント手続条例が制定された平成１８年度以降、料金の値下げ改定を行っているが、その際にはパブリックコメントは実施していない。

また、値上げ改定は行っていないことから、上下水道局では、料金改定に当たりパブリックコメントを実施した実績はない。

＊今後の料金改定におけるパブリックコメントの実施について

本市のパブリックコメント手続条例では、納付すべき金銭に関する条例等は適用除外とされているが、市民の意見を把握することは必要であると認識している。

今回は、パブリックコメントに代わる様々な取組を行い、可能な限りの対応を行ってきたが、十分ではないとの意見もあることから、今後の下水道使用料の改定に当たっては、パブリックコメントや説明会、イベント会場での意見聴取など、どのような手法が効率的・効果的であるかを含め、今後の検討課題と

したい。

＊退職給付費の増加を踏まえた令和８年度の人件費の決算見込みについて

退職給付費については、今後の給与改定や人事委員会勧告等を見定めた上で、決算額を確定していくこととなる。現段階では、労務単価が上昇しているため、若干の上昇傾向を示すものと考えている。

＊令和８年度の人件費の予算額に対する決算見込みについて

令和８年度予算については、令和７年度決算における退職給付費の引当不足分を当初予算に計上していたが、令和７年度決算で予算超過により引当不足分を引き当てている。このため、令和８年度については、予算額と比較して、大きく金額が膨らむことは想定していない。

＊令和８年度の建設改良費に係る現時点での執行見通しについて

現段階では工事が順調に進捗しており、計画どおり執行している。

＊料金改定に係る資料における企業債のシミュレーションについて

企業債については、経営審議委員会において、水道事業の企業債充当率及び企業債残高対給水収益比率について４パターン程度のシミュレーションを行い、比較した収支を示してきたところだが、今年度に入り、一つのパターンに絞り込み、現在の資料としている。

＊企業債の調達における財政融資資金と地方公共団体金融機構資金の使い分けについて

企業債の調達にあたり、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金は、比較的長期かつ低金利で借入れができるため、有利な借入先の一つと考えている。

借入れに当たっては、事前に総務省と協議を行い、その中で借入先等の調整、配分が行われる。

＊企業債の最終的な調達先に係る水道事業者による選択可否について

各事業体が企業債を借り入れられるよう、国において全体的な調整を行っていることから、総務省から示された借入先以外で借入れを希望することは難しい。

＊希望する借入先から調達できない可能性について

水道事業については、比較的、財政融資資金が配分されており、近年は要求どおりとなっている一方、公的資金を要求していても、調整の結果、民間資金からの借入れとなる場合もある。

＊料金改定率の抑制に向けた一般会計からの繰入れについて

収支や赤字の補填を目的とした一般会計からの繰入れについては、地方公営企業法に独立採算制の原則が規定されていることから、法の趣旨に反し、一般会計に依存した経営は行うべきではないと考えている。

＊令和１０年度以降の料金改定率を１５パーセント又は１８パーセントとし、事業計画や施設更新計画等を変更しない場合の料金算定期間における当年度純利益又は純損失について

令和１０年度以降の改定率を１５パーセントとした場合は、料金算定期間３年間で合計約１２億円の赤字となり、１８パーセントとした場合は、３年間で

約３，０００万円の黒字となる見込みである。

＊水道法施行規則に基づき、料金改定率を１５パーセント又は１８パーセントとした場合に確保できる資産維持費及び資産維持率について

資産維持費については、当年度純利益又は当年度純損失の額となる。単年度当たりでは、１５パーセント改定の場合は約４億円の赤字となるため、資産維持費はマイナス約４億円、１８パーセント改定の場合は、３年間で約３，０００万円の黒字となるため、単年度当たり約１，０００万円となる。

また、資産維持率については、資産維持費を償却資産総額１，７３４億円で割った値であり、１５パーセント改定の場合はマイナス０．２３パーセント、１８パーセント改定の場合は０．００パーセントとなる。

＊料金改定率を１５パーセント又は１８パーセントとし、必要な資産維持費を確保できない場合の水道法との整合性について

資産維持費を確保できない場合は、水道法に基づく健全な経営を確保するための料金設定に係る要件を満たしていない。

＊料金改定率を１５パーセント又は１８パーセントとした場合に、水道法等に沿った料金算定とするために必要となる事業計画及び財政計画の見直しについて

経営審議委員会からは、料金算定期間末の累積資金残高について、算定期間前年度末である令和８年度末の資金残高と退職給付引当金の額のいずれか多い方を確保すべきとの答申があった。

令和８年度末の累積資金残高が約６０億円、退職給付引当金が約５２億円であることから、料金算定期間末に確保すべき資金は約６０億円となる。

１５パーセント改定の場合、料金算定期間末の資金残高は約２８億円となり約３２億円不足し、１８パーセント改定の場合は約４０億円となり約２０億円不足する。管路更新経費の単年度当たりの事業費は約３０億円であることから、相当分の建設改良事業を実施できなくなるものである。

＊現行の事業計画、施設更新計画及び財政計画を変更せず、料金改定率を１５パーセント又は１８パーセントとした場合の、水道法等に照らした料金算定の合理性について

水道法施行規則では、将来の施設更新を着実かつ計画的に行うための資産維持費を計上し、当年度純利益を確保すべきとしており、１５パーセント改定の場合は、３年間で約１２億円の赤字、１８パーセント改定の場合は、約３，０００万円の黒字であり、収支均衡となることから、適正な資産維持費を計上しているとは言えず、合理的な料金算定として説明することは困難であると考えている。

＊引当金に見合う累積資金残高を取り崩し、施設更新等の財源に充てる場合の財務運営上の可否及び妥当性について

本市水道事業の引当金には、賞与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金の３つがあり、中でも長期にわたって引当てを要し、かつ額が大きいものが退職給付引当金である。

総務省通知では、引当金として内部に留保した資金をみだりに使用せず、引

当金相当額の資金を内部に留保しておくこととされていることから、妥当とは言えない。

＊地方公営企業法第１７条の２に基づく一般会計からの繰入れ及び収支不足の補填に対する考え方について

地方公営企業法には独立採算制の原則が規定されており、一般会計に依存し、収支不足又は赤字を補填する経営は、法の趣旨に反するため行うべきではないものと認識している。

＊地方公営企業法第１７条の２及び第１７条の３における義務規定・任意規定の位置付けについて

地方公営企業法第１７条の２は義務規定、第１７条の３は任意規定と認識している。

＊地方公営企業法第１７条の３に規定する「特別の理由」として、政策的な一般会計からの繰入れによる水道料金の引下げが該当するかの有無及びその理由について

地方公営企業法第１７条の２において独立採算制の原則が規定されており、経営に伴う経費は、経営による収入をもって賄わなければならないとされている。このため、経営に関わる部分を一般会計から繰り入れて補填することは、法の趣旨に反し、行うべきではないと認識している。

＊外部要因への臨時的な対応として、食品衛生関係事業者の水道料金を減免する場合の地方公営企業法第１７条の３の想定する一般会計からの繰入れの可否について

一般会計からの繰入れについては、市長事務部局において、公共の福祉の増進に資するとの判断があれば、繰り入れても差し支えないものと考えている。

＊料金改定率の引き下げを目的とした、一般会計からの水道事業会計へ繰り入れが地方公営企業法及び総務省通知上の「その他特別の理由による必要がある場合」に該当するかについて

災害に準ずる一時的な企業外の要因等により、企業会計で所要経費を賄うことが客観的に困難又は不適当な場合に限られるため、料金算定率の引下げを目的とした繰入れについては該当しない。

＊工業用水道の減量に伴う水道料金への影響について

１２億円の減収については、給水単価の見直しに伴って生じたものであり、今回の料金改定に一定の影響を及ぼしている。

一方、大口利用者の需要減による年間約７億円の減収、物価・金利・賃金等の上昇による約２３億円の収益的支出の増加、約５０億円の建設改良費の増加など、様々な要素があって今回の料金改定に至ったものである。

＊工業用水道への給水による１２億円の減収がなかった場合の料金改定率への影響について

１２億円の減収がなかった場合には、改定率が５．７パーセント程度下がる計算である。

＊今回の料金改定を踏まえた工業用水道料金の見直しに対する考え方について

上水と工業用水道の給水には関連があり、水道料金を改定し、工業用水道の給水単価を見直せば、工業用水道料金にも影響することから、適切に計算し対応していきたいと考えている。

＊工業用水道への給水単価の見込みについて

資材価格がこの５年ほどで約２０パーセント上昇していることを踏まえ、基本料金部分について、約２０パーセント程度の値上げになると考えられる。

＊工業用水道事業への給水単価の見直し時期について

工業用水道への給水単価については、令和７年４月の改定から間もないことから、今回、見直しを行わなかった。

今後の見直し時期について、現時点で示すことは難しいが、改定後の財政収支では令和１４年度に累積資金が不足すると見込まれていることから、その段階では一定の対応が必要になると考えている。

＊料金改定後における資金不足の発生時期並びに懸念事項について

改定後の財政収支見通しでは、令和９年度に１１パーセント、令和１０年度以降に２２パーセント改定した場合でも、令和１２年度から赤字となり、令和１４年度から資金不足が発生する見込みである。

赤字ないし累積資金不足の発生を回避する方法は、現時点ではないと考えており、累積資金不足の発生を遅らせるため、企業債の充当率を高める選択肢はあるが、生産年齢人口や人口総体の減少が見込まれる中、将来世代に更なる負担を先送りすることがよいのかについては、議論が必要である。

＊将来を見据えた水道事業における、純損失及び資金不足への具体的な対応状況について

職員配置の最適化により単年度当たり１１.３億円の財政効果を上げ、加えて、資産の有効活用により単年度当たり約８億円の収入を得ている。

また、パイプインパイプ工法等による中期期間の４年間で約８０億円の経費削減に努めている。

＊財政収支の改善状況等を踏まえた令和１０年度以降の１１パーセントの改定率の継続について

令和８年度単年度の要因により、令和９年度以降の改定内容を変えることは検討していない。今回の料金改定では、累積資金残高を退職給付引当金５２億円より多く確保することも考慮しており、これを下回ると総務省の示す基準を満たさないこととなる。

一方、令和９年度以降、物価や金利の明らかな低下傾向が見込まれる場合には、再検討する必要があると考えている。

＊料金改定周期の短期化の内容について

経営審議委員会の答申では、令和９年４月に料金改定を行い、令和１５年頃まで累積資金が不足しない改定率として３６パーセントが示された。

一方、令和１５年頃まで見込む改定率では料金が高くなってしまうことから、改定サイクルを短期化し、具体的には令和１４年度に資金が不足する程度の改定率として、２２パーセントに抑えたものである。

＊次回の料金改定時期について

令和１４年度から約１６億円の累積資金不足額が発生する見込みであり、令和１４年度には改めて料金改定をする必要性があると想定している。

＊料金算定期間終了後の次回の料金改定時期について

経営判断によって考え方が異なり、令和１２年度に約５億円の赤字が発生する見込みから、料金改定をする考え方や、令和１４年度までは資金が不足しないため、累積資金が不足する令和１４年度の段階で料金改定をする考え方もある。

＊水道料金及び下水道料金の同時改定について

下水道使用料の改定時期については、未定であり、現時点で示すことはできないが、同時改定が市民生活に与える影響を踏まえ、慎重に検討する。

＊各種料金・手数料の値上げを同時期に実施することとした政策判断の経緯について

今回の料金改定について、使用料・手数料や市バス運賃との間で、関係者が集まって調整したということはない。

老朽化した管路の更新や耐震化を進めていく必要がある中で、経営努力を重ねながら、一定の負担をお願いするものである。

一方、上下水道局として、引き続き経営努力を継続するとともに、一般会計からの繰入金についても、来年度の予算編成に向けた議論の中で、今回の議論を関係局に伝え、調整していきたいと考えている。

≪意見≫

＊水道は市民生活を支える基幹的なインフラであり、今後の事業運営においても、必要な施設更新や耐震化が着実に進められるよう、一般会計との適切な負担区分にも十分留意しながら、安定的な事業運営に努めてほしい。

＊料金改定による幼稚園、保育園、認定こども園等や各種業界への影響を踏まえ、新たな減免措置や支援措置等について検討するとともに、丁寧な説明と一層の広報に努めるべきと考えることから、本議案については附帯決議案を付して賛成するものである。

＊附帯決議には、子どもに関する施設への支援策や減免措置等の検討を求める内容となっていることから、その趣旨に賛同し、本議案については附帯決議案を付して賛成するものである。

＊引き続き市民等へ説明を図りながら、周知・広報を確実に進めることを求め、本議案については附帯決議案を付して賛成するものである。

＊幼稚園、保育園、認定こども園等や各種業界への減免措置・支援措置等の検討及び料金改定に係る広報の充実を求める附帯決議案の内容には賛同できるものの、今回の料金改定については、令和９年度を１１パーセントに抑えているとはいえ、最終的に２２パーセントの改定となることについては納得できず、修正案の提出を検討していることから、本議案には賛成できない。

＊附帯決議案の内容については賛同することができるが、審査を踏まえ、修正案の提出を検討していることから、本議案には賛成できない。

＊子育て世帯等への負担軽減や激変緩和措置は示されたものの、一人暮らし世帯を含め市民負担の増加は避けられず、４人世帯でも年間約６，０００円の負担増となる。この時期の水道料金の引上げは、市民生活への影響を考えると慎重さを欠くものと言わざるを得ず、料金改定の主な理由とされる老朽管の更新や耐震化については、一般会計からの繰入れで対応すべきであり、その負担及び工業用水道の給水単価見直しの影響が市民生活に及ぶことは納得できない。また、市民への説明や意見聴取も十分とは言えず、市民の理解と納得が得られた状況とは考えられないことから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

≪議案第１２０号に対する附帯決議案の審査結果≫

賛成多数附帯決議を付す

○「議案第１２１号　川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊市バスの乗車人員の回復状況及び今後の見通しについて

乗車人員はコロナ禍前の水準に向けて回復傾向にあるものの、現時点では回復に至っていない。経営計画における財政収支見通しでは、コロナ禍前の水準まで回復した後、横ばいで推移すると見込んでいる。

＊近年に実施した減便及び路線廃止の状況について

令和６年６月に、運転手の労働規制強化への対応及び人員確保の困難を背景として、鷲ヶ峰営業所管内において減便を実施したが、直近で路線廃止は行っていない。今年度当初に小倉循環線を川崎鶴見臨港バスへ移譲しているが、地域のバスネットワークは維持したほか、登戸駅駅前広場の供給開始に伴う経路変更も路線廃止には含めていない。

＊民間バス事業者の撤退地域等を含め、市バスの路線又は便数の拡充の可能性について

増便については、労働規制強化への対応も踏まえ、追加人員の確保が必要となることから、今後の資金需要等も踏まえ、慎重な検討が必要である。

＊鷲ヶ峰営業所の建替えに係る検討状況について

建物の老朽化を踏まえ、経営計画においては北部地域における建替え用地の確保を検討することとしている。電気バス充電設備の導入等により必要規模が拡大する可能性もあることから、諸条件を考慮しながら検討を進める。

＊人材確保及び地域バスネットワークの維持について

市バスの果たすべき役割は、地域のバスネットワークを維持・確保することである。一方、運転手の労働規制への対応等により全国的に減便が生じている中、経営面との均衡も考慮する必要がある。今後もこうした役割を踏まえ、民間バス路線の廃止等への対応も含め、可能な限り地域のバスネットワークの確保に努める。

＊市バスの公共的役割及び一般会計による負担の考え方について

公営企業として、経済性及び独立採算性を基本とした事業運営を行う。一方、行政路線や公共施設への接続路線など、市バスでなければ担えない市民の交通手段の確保については、政策的な判断により一般会計が負担する場合もあり得る。

＊通学定期券の運賃を据え置く理由について

今回の料金改定は幅広い利用者に負担を求めるものであるが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、通学定期券の運賃については据え置くこととした。

＊車両更新に伴う費用及び補助制度等を踏まえた今後の車両購入の在り方について

人員及び車両の確保は事業運営上の重要な投資であり、安全かつ安定した輸送を確保するため、老朽化した車両を計画的に更新する必要がある。経営との均衡を図り、脱炭素化にも取り組みつつ、市場動向等を踏まえながら更新計画を適宜見直していく。

＊高齢者外出支援事業において、月額パス利用者は負担が据え置かれる一方、都度利用者には負担が生じることについて

利用形態による負担の違いについて交通局として直接的な見解を示すことは難しいが、次回の料金改定に当たっては、事業所管局において適切に判断すべき事項であると認識している。

＊高齢者及び障害者に係る運賃負担に関する関係局との調整方針について

交通事業者としては、利用者に広く公平な負担を求めることを基本としている。その上で、高齢者及び障害者の移動手段の確保という公共交通事業者としての役割に応じ、一定の負担を担っている。本人負担及び市負担の在り方については事業の実施者の判断によるものであるが、可能な範囲で関係局との調整を進めていく。

＊国への運賃改定認可申請から認可までの見通しについて

本議会で議決を得た後、令和８年１１月上旬頃に国へ認可申請を行う予定である。約３か月の審査を経て令和９年２月頃の認可を見込んでおり、同年４月から料金改定を実施する予定である。

＊運賃を２２０円から２４０円へ改定することを前提とした収支見通しについて

収支見通しについては、物価高騰等を一定程度見込んでいるものの、燃料価格の急騰など急激な経営環境の変化までは見込んでいない。

＊臨海部路線における５分から１０分程度の遅延に対する公共交通機関としての認識について

定時運行の確保は、路線バス事業者として重要であると認識している。一方、渋滞、工事及び事故等に起因する遅延は避けられない場合もあることから、バスナビ等による遅延情報の提供を行いつつ、安全を最優先に定時運行の確保に努めていく。

＊臨海部へのバス運行の定時性確保に向けた道路管理者及び関係機関との調整・検討状況について

交通管理者に対し、路上駐車の解消等について協力を要請している。また、公

共車両優先システムを活用するなど、関係機関と連携しながらバス運行の定時性確保に努める。

＊日中の需要が少ない時間帯における急行・特急運行等の運行効率化への検討状況について

駅から東扇島までの特急運行及び乗換えによる運行実験を実施したが、利用者は少なかった。日中は住宅地から駅への移動需要があることから、各停運行が適していると考えている。今後も利用動向を踏まえながら、運行計画の見直しを行う予定である。

＊日中の運行効率化及び運転手の負担軽減に向けた、利用者の需要状況に応じたダイヤの設定及び検証について

料金箱の利用データにより時間帯別の利用状況を把握している。朝夕の需要集中時間帯には輸送力を確保し、日中は運行間隔を調整するなど、利用需要に応じた効率的な運行となるようダイヤ改正を行っている。

＊収支が厳しい中での地域バスネットワーク維持について

公営バスとして地域のバスネットワークを維持する役割を担っていることから、利用動向を踏まえつつ、日中を含めて一定の運行間隔を確保している。今後も運行時間帯の調整を行うなど、効率的な運行となるよう継続的に運行計画の見直しを進める。

＊料金改定に関する市民への周知及び意見聴取の取組状況について

市バスホームページ、ＳＮＳ及び車内ポスターを活用し、料金改定の必要性及び内容の周知を行った。また、ホームページの問い合わせフォーム及び電話により市民からの意見を受け付けた。

＊料金改定の周知に際して市民から寄せられた意見の件数及び内容について

料金改定に関して寄せられた意見は６件であった。主な内容として、１件は運転手の接遇に関連して料金改定に反対する意見であったが、その他はおおむね料金改定に理解を示すものであった。

≪意見≫

＊料金改定に関する利用者への周知・広報については、今後も引き続き、様々な媒体を通じて実施してほしい。

＊需要が少ない時間帯においては、急行運行等を導入し、運行時間の短縮による運行の効率化や運転手の負担軽減を図るといった視点も踏まえ、今後のバス運行の在り方について継続的に検証してほしい。

＊公共交通として誰もが等しくサービスを受けられる公平性の確保と市民サービスの向上を図るため、料金改定に当たっては引き続き経営努力に取り組むとともに、持続可能な地域交通ネットワークの確保に努めてほしい。

＊物価高騰等により市民生活への負担が増している中で、減便と料金改定を同時に行うことについては利用者の理解を得ることが難しい。また、市バスが市民の移動手段としての役割を維持するためには一般会計による支援を充実させるべきであることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１３９号　令和８年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

令和８年１０月５日

川崎市議会議長
　　原　　典　之　様

決算審査特別委員長
柳　沢　　優

決算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１４１号　令和７年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４２号　令和７年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４３号　令和７年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４４号　令和７年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４５号　令和７年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４６号　令和７年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４７号　令和７年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４８号　令和７年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１４９号　令和７年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１５０号　令和７年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１５１号　令和７年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）
議案第１５２号　令和７年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
（認　　定）

議案第１５３号　令和７年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について　（認　　定）

議案第１５４号　令和７年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について　（認　　定）

議案第１５５号　令和７年度川崎市病院事業会計決算認定について　（認　　定）

議案第１５６号　令和７年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について　（原案可決及び認定）

議案第１５７号　令和７年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について　（原案可決及び認定）

議案第１５８号　令和７年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について　（原案可決及び認定）

議案第１５９号　令和７年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について　（認　　定）

「議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第１１５条の３及び川崎市議会会議規則第１６条の規定により提出いたします。

令和８年１０月７日

川崎市議会議長　　原　　典　之　　様

提出者　　川崎市議会議員　　月　本　琢　也

〃　　三　宅　隆　介

〃　　吉　沢　章　子

〃　　飯　田　　満

〃　　三　浦　恵　美

「議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

別表の改正規定中

「

火葬料１体	7,420円	60,000円	12歳以上
	4,940円	30,000円	12歳未満
	2,470円	15,000円	死産児

」

を

「

火葬料１体	かわさき南部斎苑	6,750円	80,000円	12歳以上
		4,500円	40,000円	12歳未満
		2,250円	20,000円	死産児
	かわさき北部斎苑	6,750円	90,000円	12歳以上
		4,500円	45,000円	12歳未満
		2,250円	20,000円	死産児

」

に改める。

提　案　理　由

市内居住者の火葬料を現行の金額とする一方、市外居住者の火葬料を引き上げるため修正するものである。

＊案件

日程第１

議案第114号　議案第118号　議案第119号　議案第123号　議案第130号　議案第131号
議案第132号　議案第134号　議案第135号　議案第136号　議案第137号　議案第138号
議案第139号　議案第140号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（58票）

三浦恵美	渡辺　学
飯田　満	岩田英高
三宅隆介	重冨達也
嶋　凌汰	鈴木朋子
井土清貴	林　敏夫
田倉俊輔	押本吉司
枝川　舞	春　孝明
柳沢　優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
月本琢也	青木功雄
吉沢章子	橋本　勝
齋藤　温	山崎直史
小堀祥子	宗田裕之
那須野純花	井口真美
高戸友子	石川建二
仁平克枝	木庭理香子
高橋美里	堀添　健
長谷川智一	岩隈千尋
嶋田和明	織田勝久
工藤礼子	雨笠裕治
浦田大輔	田村伸一郎
平山浩二	浜田昌利
各務雅彦	かわの忠正
本間賢次郎	松原成文
矢沢孝雄	石田康博
末永　直	浅野文直
市古次郎	大島　明
後藤真左美	嶋崎嘉夫

＊議決結果

原案可決、同意

＊案件

日程第１

議案第106号　議案第107号　議案第108号　議案第109号　議案第110号　議案第111号
議案第112号　議案第113号　議案第116号　議案第117号　議案第121号　議案第122号
議案第124号　議案第125号　議案第126号　議案第127号　議案第128号　議案第129号
議案第133号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（50票）

三浦恵美	岩田英高
飯田　満	重冨達也
三宅隆介	鈴木朋子
嶋　凌汰	林　敏夫
井土清貴	押本吉司
田倉俊輔	春　孝明
枝川　舞	川島雅裕
柳沢　優	河野ゆかり
菅谷英彦	野田雅之
加藤孝明	青木功雄
月本琢也	橋本　勝
吉沢章子	山崎直史
那須野純花	木庭理香子
高戸友子	堀添　健
仁平克枝	岩隈千尋
高橋美里	織田勝久
長谷川智一	雨笠裕治
嶋田和明	田村伸一郎
工藤礼子	浜田昌利
浦田大輔	かわの忠正
平山浩二	松原成文
各務雅彦	石田康博
本間賢次郎	浅野文直
矢沢孝雄	大島　明
末永　直	嶋崎嘉夫

・反対（８票）

齋藤　温	渡辺　学
小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二

＊議決結果

原案可決

＊案件

「議案第115号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（５票）

三浦恵美	月本琢也
飯田満	吉沢章子
三宅隆介	

・反対（53票）

嶋凌汰	鈴木朋子
井土清貴	林敏夫
田倉俊輔	押本吉司
枝川舞	春孝明
柳沢優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
齋藤温	青木功雄
小堀祥子	橋本勝
那須野純花	山崎直史
高戸友子	宗田裕之
仁平克枝	井口真美
高橋美里	石川建二
長谷川智一	木庭理香子
嶋田和明	堀添健
工藤礼子	岩隈千尋
浦田大輔	織田勝久
平山浩二	雨笠裕治
各務雅彦	田村伸一郎
本間賢次郎	浜田昌利
矢沢孝雄	かわの忠正
末永直	松原成文
市古次郎	石田康博
後藤真左美	浅野文直
渡辺学	大島明
岩田英高	嶋崎嘉夫
重冨達也	

＊議決結果

否決

＊案件

日程第１　議案第115号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（40票）

嶋　　凌　汰	春　　孝　明
井　土　清　貴	川　島　雅　裕
田　倉　俊　輔	河　野　ゆかり
枝　川　　舞	野　田　雅　之
柳　沢　　優	青　木　功　雄
菅　谷　英　彦	橋　本　　勝
加　藤　孝　明	山　崎　直　史
高　橋　美　里	木　庭　理香子
長谷川　智　一	堀　添　　健
嶋　田　和　明	岩　隈　千　尋
工　藤　礼　子	織　田　勝　久
浦　田　大　輔	雨　笠　裕　治
平　山　浩　二	田　村　伸一郎
各　務　雅　彦	浜　田　昌　利
本　間　賢次郎	かわの　忠　正
矢　沢　孝　雄	松　原　成　文
末　永　　直	石　田　康　博
鈴　木　朋　子	浅　野　文　直
林　　敏　夫	大　島　　明
押　本　吉　司	嶋　崎　嘉　夫

・反対（18票）

三　浦　恵　美	仁　平　克　枝
飯　田　　満	市　古　次　郎
三　宅　隆　介	後　藤　真左美
月　本　琢　也	渡　辺　　学
吉　沢　章　子	岩　田　英　高
齋　藤　　温	重　冨　達　也
小　堀　祥　子	宗　田　裕　之
那須野　純　花	井　口　真　美
高　戸　友　子	石　川　建　二

＊議決結果

原案可決

＊案件

日程第１　議案第120号

＊本会議投票結果（総数56票）

・賛成（45票）

嶋　　凌　汰	林　　敏　夫
井　土　清　貴	押　本　吉　司
田　倉　俊　輔	春　　孝　明
枝　川　　舞	川　島　雅　裕
柳　沢　　優	河　野　ゆかり
菅　谷　英　彦	野　田　雅　之
加　藤　孝　明	青　木　功　雄
那須野　純　花	橋　本　　勝
高　戸　友　子	山　崎　直　史
仁　平　克　枝	木　庭　理香子
高　橋　美　里	堀　添　　健
長谷川　智　一	岩　隈　千　尋
嶋　田　和　明	織　田　勝　久
工　藤　礼　子	雨　笠　裕　治
浦　田　大　輔	田　村　伸一郎
平　山　浩　二	浜　田　昌　利
各　務　雅　彦	かわの　忠　正
本　間　賢次郎	松　原　成　文
矢　沢　孝　雄	石　田　康　博
末　永　　直	浅　野　文　直
岩　田　英　高	大　島　　明
重　冨　達　也	嶋　崎　嘉　夫
鈴　木　朋　子	

・反対（11票）

三　浦　恵　美	後　藤　真左美
月　本　琢　也	渡　辺　　学
吉　沢　章　子	宗　田　裕　之
齋　藤　　温	井　口　真　美
小　堀　祥　子	石　川　建　二
市　古　次　郎	

＊議決結果

原案可決

＊案件

「議案第120号　川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議案

＊本会議投票結果（総数56票）

・賛成（45票）

嶋　　凌　汰	林　　敏　夫
井　土　清　貴	押　本　吉　司
田　倉　俊　輔	春　　孝　明
枝　川　　舞	川　島　雅　裕
柳　沢　　優	河　野　ゆかり
菅　谷　英　彦	野　田　雅　之
加　藤　孝　明	青　木　功　雄
那須野　純　花	橋　本　　勝
高　戸　友　子	山　崎　直　史
仁　平　克　枝	木　庭　理香子
高　橋　美　里	堀　添　　健
長谷川　智　一	岩　隈　千　尋
嶋　田　和　明	織　田　勝　久
工　藤　礼　子	雨　笠　裕　治
浦　田　大　輔	田　村　伸一郎
平　山　浩　二	浜　田　昌　利
各　務　雅　彦	かわの　忠　正
本　間　賢次郎	松　原　成　文
矢　沢　孝　雄	石　田　康　博
末　永　　直	浅　野　文　直
岩　田　英　高	大　島　　明
重　冨　達　也	嶋　崎　嘉　夫
鈴　木　朋　子	

・反対（11票）

三　浦　恵　美	後　藤　真左美
月　本　琢　也	渡　辺　　学
吉　沢　章　子	宗　田　裕　之
齋　藤　　温	井　口　真　美
小　堀　祥　子	石　川　建　二
市　古　次　郎	

＊議決結果

原案可決

＊案件

日程第２

議案第143号　議案第145号　議案第147号　議案第150号　議案第151号　議案第152号
議案第154号　議案第155号　議案第156号　議案第157号　議案第159号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（58票）

三浦恵美	渡辺　学
飯田　満	岩田英高
三宅隆介	重冨達也
嶋　凌汰	鈴木朋子
井土清貴	林　敏夫
田倉俊輔	押本吉司
枝川　舞	春　孝明
柳沢　優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
月本琢也	青木功雄
吉沢章子	橋本　勝
齋藤　温	山崎直史
小堀祥子	宗田裕之
那須野純花	井口真美
高戸友子	石川建二
仁平克枝	木庭理香子
高橋美里	堀添　健
長谷川智一	岩隈千尋
嶋田和明	織田勝久
工藤礼子	雨笠裕治
浦田大輔	田村伸一郎
平山浩二	浜田昌利
各務雅彦	かわの忠正
本間賢次郎	松原成文
矢沢孝雄	石田康博
末永　直	浅野文直
市古次郎	大島　明
後藤真左美	嶋崎嘉夫

＊議決結果

原案可決、認定

＊案件

日程第２　議案第141号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（48票）

三浦恵美	重冨達也
飯田　満	鈴木朋子
嶋　凌汰	林　敏夫
井土清貴	押本吉司
田倉俊輔	春　孝明
枝川　舞	川島雅裕
柳沢　優	河野ゆかり
菅谷英彦	野田雅之
加藤孝明	青木功雄
吉沢章子	橋本　勝
那須野純花	山崎直史
高戸友子	木庭理香子
仁平克枝	堀添　健
高橋美里	岩隈千尋
長谷川智一	織田勝久
嶋田和明	雨笠裕治
工藤礼子	田村伸一郎
浦田大輔	浜田昌利
平山浩二	かわの忠正
各務雅彦	松原成文
本間賢次郎	石田康博
矢沢孝雄	浅野文直
末永　直	大島　明
岩田英高	嶋崎嘉夫

・反対（10票）

三宅隆介	後藤真左美
月本琢也	渡辺　学
齋藤　温	宗田裕之
小堀祥子	井口真美
市古次郎	石川建二

＊議決結果

認定

＊案件

日程第２

議案第142号　議案第144号　議案第146号　議案第148号　議案第149号　議案第153号
議案第158号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（50票）

三浦恵美	岩田英高
飯田　満	重冨達也
三宅隆介	鈴木朋子
嶋　凌汰	林　敏夫
井土清貴	押本吉司
田倉俊輔	春　孝明
枝川　舞	川島雅裕
柳沢　優	河野ゆかり
菅谷英彦	野田雅之
加藤孝明	青木功雄
月本琢也	橋本　勝
吉沢章子	山崎直史
那須野純花	木庭理香子
高戸友子	堀添　健
仁平克枝	岩隈千尋
高橋美里	織田勝久
長谷川智一	雨笠裕治
嶋田和明	田村伸一郎
工藤礼子	浜田昌利
浦田大輔	かわの忠正
平山浩二	松原成文
各務雅彦	石田康博
本間賢次郎	浅野文直
矢沢孝雄	大島　明
末永　直	嶋崎嘉夫

・反対（８票）

齋藤　温	渡辺　学
小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二

＊議決結果

原案可決、認定

＊案件

日程第４　請願第40号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（８票）

齋藤　　温	渡辺　　学
小堀　祥子	宗田　裕之
市古　次郎	井口　真美
後藤　真左美	石川　建二

・反対（50票）

三浦　恵美	岩田　英高
飯田　　満	重冨　達也
三宅　隆介	鈴木　朋子
嶋　　凌汰	林　　敏夫
井土　清貴	押本　吉司
田倉　俊輔	春　　孝明
枝川　　舞	川島　雅裕
柳沢　　優	河野　ゆかり
菅谷　英彦	野田　雅之
加藤　孝明	青木　功雄
月本　琢也	橋本　　勝
吉沢　章子	山崎　直史
那須野　純花	木庭　理香子
高戸　友子	堀添　　健
仁平　克枝	岩隈　千尋
高橋　美里	織田　勝久
長谷川　智一	雨笠　裕治
嶋田　和明	田村　伸一郎
工藤　礼子	浜田　昌利
浦田　大輔	かわの　忠正
平山　浩二	松原　成文
各務　雅彦	石田　康博
本間　賢次郎	浅野　文直
矢沢　孝雄	大島　　明
末永　　直	嶋崎　嘉夫

＊議決結果

不採択

＊案件

日程第５　議案第161号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（58票）

三浦恵美	渡辺　学
飯田　満	岩田英高
三宅隆介	重冨達也
嶋　凌汰	鈴木朋子
井土清貴	林　敏夫
田倉俊輔	押本吉司
枝川　舞	春　孝明
柳沢　優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
月本琢也	青木功雄
吉沢章子	橋本　勝
齋藤　温	山崎直史
小堀祥子	宗田裕之
那須野純花	井口真美
高戸友子	石川建二
仁平克枝	木庭理香子
高橋美里	堀添　健
長谷川智一	岩隈千尋
嶋田和明	織田勝久
工藤礼子	雨笠裕治
浦田大輔	田村伸一郎
平山浩二	浜田昌利
各務雅彦	かわの忠正
本間賢次郎	松原成文
矢沢孝雄	石田康博
末永　直	浅野文直
市古次郎	大島　明
後藤真左美	嶋崎嘉夫

＊議決結果

同意

意見書案第１４号

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年７月１３日に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織としての防災庁が、１１月にも発足する見通しである。

また、本年７月２８日に発生した令和８年熊本地震では、猛暑期の停電や断水により、避難所生活、車中泊及び在宅避難に伴う熱中症、脱水症状やエコノミークラス症候群等の健康リスクの増大、衛生的なトイレの不足、ガソリン等の燃油不足、自治体職員の被災による災害対応人員の不足など激甚化・複雑化する災害現場の課題が浮き彫りとなった。

今後想定される巨大地震や気象災害に対し、新たに発足する防災庁が、現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携及び支援体制の抜本的な刷新が不可欠である。

よって、国におかれては、防災庁発足を機に最新の災害教訓を生かした実効性ある災害対応を行うよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　昨年改正した災害対策基本法の理念に基づき、発災初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置、下水道接続等の衛生環境維持を図るとともに、移動式エアコン、簡易ベッド、キッチンカー等の広域かつ迅速な供給体制を構築すること。

２　避難生活に伴う健康被害を防ぐため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）を始め保健や福祉を行う職員を避難所外にも早期かつ広域に派遣させる体制を整備すること。

３　被災地での給油待ち、販売制限及び移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び避難生活の維持に不可欠な燃油を優先的かつ迅速に供給する体制を構築すること。

４　余震や降雨に伴う土砂災害等を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速で分かりやすい情報提供及び避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣　　宛て
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
防災庁設置準備担当大臣

意見書案第１５号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

令和８年１０月７日

川崎市議会議長　　原　　典　之　　様

提出者　　川崎市議会議員　　木　庭　理香子

〃　　田　村　伸一郎

〃　　宗　田　裕　之

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（ＭＣＳ）は、化粧品や柔軟剤等の家庭用品、建築材料、農薬等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛、けん怠感、呼吸困難等の多様な症状が生じ、誰もが突然発症し得る疾患であるが、発症要因は未解明な部分が多く、標準的な診断基準や治療方法が確立されておらず、専門的な診療を行える医療機関が極めて少ない状況にある。

近年は、人工的な香料等により体調不良の症状が現れるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、令和６年４月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により合理的配慮の提供が事業者に対し義務化されたが、家庭、職場、学校、公共施設等での不理解から就労・就学の断念や不登校、社会的孤立へと追い込まれる患者が絶えず、経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、国におかれては、社会全体で合理的配慮を踏まえた化学物質の安全管理を推進し、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守ることができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　発症要因、全国の患者数、生活上の不利益等の実態を正確に把握する大規模な調査を実施し、発症要因、治療法及び予防法の確立に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

２　標準的な診断基準や診療指針の整備・普及を進めるとともに、専門的診療体制の整備支援や医療機関における知識の習得及び対応力の向上を図ること。

３　学校、公共施設等における化学物質低減対策を推進するとともに、香害による体調不良への配慮について５省庁の連携による更なる周知・普及啓発を展開すること。

４　事業者、教育機関等が、就労・就学現場における在宅勤務・オンライン授業の導入など合理的配慮を適切に行えるよう、指針の策定・周知を推進すること。

５　患者や家族の苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の相談支援体制の充実に向け、知見の提供や人材育成を進めるとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣　　宛て
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
消費者庁長官

意見書案第１６号

同性婚を法制化するための民法等の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

令和８年１０月７日

川崎市議会議長　　原　　典　之　　様

提出者　　川崎市議会議員　　宗　田　裕　之

〃　　井　口　真　美

〃　　市　古　次　郎

〃　　石　川　建　二

〃　　渡　辺　　学

〃　　後　藤　真左美

〃　　小　堀　祥　子

〃　　齋　藤　　温

同性婚を法制化するための民法等の改正を求める意見書

同性婚をめぐっては、平成３１年以降、全国の同性カップルらが結婚を認めない民法や戸籍法の規定が憲法に違反するとして、国に対し東京や名古屋など全国５か所の地方裁判所で６件の訴訟を提起し、昨年１１月までに高等裁判所の二審判決が出そろい、５件において違憲、１件において合憲と判断が分かれており、最高裁判所は本年３月、これらの訴訟を裁判官１５人全員で審理する大法廷に回付し、早ければ本年度中にも統一判断が示される見通しである。

こうした中、同性婚の法制化に賛同する企業及び団体の数は、本年８月時点で全国７１２に達したとの報道があり、外資系企業だけでなく、国内の大企業や中小企業も賛同している状況である。

平成２７年に東京都渋谷区で始まった同性パートナーシップ制度は、認定ＮＰＯ法人の調査によると、令和７年５月時点で全国５３２自治体が導入し、人口カバー率９２．７％と広がりをみせ、パートナーシップ制度の累計登録件数は９，８３７組となっており、各自治体の制度は現在も大きな支障なく運用されている。

また、同性婚に対する日本の世論は、令和５年２月の報道機関の調査によると、同性婚を法律で認めることに賛成する回答が７２％、反対する回答が１８％となっており、同性婚制度に対する国民の理解は大きく広がっている。

本市では、何人も、性的指向、性自認その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないことなどを規定する、差別のない人権尊重のまちづくり条例を令和元年１２月に制定しており、同性婚を認めない差別をこれ以上看過することはできない。

よって、国におかれては、性的少数者の人権尊重及び差別解消に向けて、同性婚の法制化に必要な民法等の改正を速やかに実施されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
法　務　大　臣
内閣府特命担当大臣（共生・共助）

意見書案第１７号

国民健康保険を真に持続可能な制度とするための国庫負担の大幅な増額を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

令和８年１０月７日

川崎市議会議長　　原　　典　之　　様

提出者　　川崎市議会議員　　宗　田　裕　之

〃　　井　口　真　美

〃　　市　古　次　郎

〃　　石　川　建　二

〃　　渡　辺　　学

〃　　後　藤　真左美

〃　　小　堀　祥　子

〃　　齋　藤　　温

国民健康保険を真に持続可能な制度とするための国庫負担の大幅な増額を求める意見書

止まらない物価高騰の中、国民健康保険料の重い負担が多くの加入者の暮らしを圧迫しており、全国の保険料滞納世帯は全体の１１．４％に当たる１８３万世帯に達していることから、もはや看過できない状況となっている。

高すぎる国民健康保険料は地方自治体における喫緊の課題となっており、指定都市市長会は令和６年８月２２日に、令和４年１０月から適用拡大された被用者保険について、高齢者や低所得者に過度な負担を強いることのないよう、国庫定率負担の引上げ等、財政基盤のより一層の強化を国の責任において実施するよう要請しているほか、全国知事会や全国市長会なども国庫負担の拡大を求めており、国の判断が待たれている。

厚生労働省によると、令和６年度の国民健康保険加入世帯の世帯主の職業構成は、年金生活者などの無職が４４．９％、非正規労働者などの被用者が３１．４％と大半を占め、加入世帯の平均所得は高い水準にあった平成３年度の２７６万５，０００円から令和６年度には１４１万１，０００円まで大幅に減少した一方、１人当たりの平均保険料は平成３年度の６万５，０００円から令和５年度は９万３，０００円に増加しており、保険料負担は極めて深刻な水準に達しており、加えて、１人当たりの平均所得に対する保険料の負担率が９．３％と、協会けんぽ等の被用者保険と比較して高くなっている。

民間会社の保険であれば、保険料収入が減り保険金支払額が増えると、保険料を引上げることも避けられないが、国民健康保険は国民健康保険法第１条のとおり、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする社会保障制度であるため、その健全な運営は国民健康保険加入者の応益負担のみに依存するのではなく、国民全体で所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に基づき、適切な国庫負担によって支えられるべきものであり、加入者の高齢化や貧困化、疾病の重症化が進む中で、加入者の保険料負担に頼り続けることは、近い将来に国民健康保険制度の破綻を招くおそれがあると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、国民健康保険を真に持続可能な制度とするため、国庫負担を大幅に増額されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
財　務　大　臣
厚 生 労 働 大 臣

意見書案第１８号

国債の６０年償還ルールの廃止等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

令和８年１０月７日

川崎市議会議長　　原　　典　之　　様

提出者　　川崎市議会議員　　三　宅　隆　介

〃　　吉　沢　章　子

〃　　飯　田　　満

〃　　月　本　琢　也

〃　　三　浦　恵　美

国債の６０年償還ルールの廃止等を求める意見書

我が国では、建設国債及び特例国債について、借換債を含めて全体として６０年間で現金償還する、いわゆる６０年償還ルールが採用されており、同ルールは戦後の建設国債発行に際し、公共資産の平均的な効用発揮期間がおおむね６０年とされたことを根拠とするが、現在は特定の資産形成と直接対応しない特例国債にも適用されている。

また、主要先進国では、我が国の６０年償還ルールのように財政赤字下でも一定額を毎年度現金償還するための制度は設けておらず、満期国債を借換えながら債務を管理するのに対し、我が国では同ルールに基づく債務償還費と利払費等を一般会計歳出の国債費に一括計上するため、元本償還に係る金融取引と利払いに係る歳出が併せて示されている。

令和８年度一般会計予算では、国債費約３１兆円のうち債務償還費約１８兆円、利払費等約１３兆円で債務償還費は歳出の約１４．９％を占めるが、国際的な政府財政統計では元本償還は歳出ではなく、負債を減らす金融取引で、歳出となる利払いとは性質が異なる。

本来、国の財政状況を判断する際には、元本償還と利払いを区分し、国の受取利子を控除した純利払費を示すなど国際比較が可能な形で示す必要があるが、６０年償還ルールに基づく巨額の債務償還費を一般会計から機械的に繰り入れる仕組みにより、国債費が利払いに係る歳出よりも大きな規模で示されることから、国債の償還財源を確保しなければならないとの認識を通じて、増税や歳出抑制を求める議論につながる要因ともなっている。

政府債務の持続可能性は、機械的な元本償還額のみでなく、経済成長率、金利、物価、国民経済の供給能力、利払い負担その他の経済状況を総合的に踏まえて判断すべきである。

よって、国におかれては、国民経済の安定と成長に資する財政運営を可能とするとともに、国際的に比較可能で分かりやすい財政情報を国民に示すため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　特別会計に関する法律第４２条第２項を始め関係規定を見直し、国債を６０年間で現金償還することを前提とした６０年償還ルールを廃止すること。

２　満期を迎える国債は、借換えを基本に適切な債務管理を行うとともに、６０年償還ルールに基づく債務償還費を一般会計歳出に計上する制度を廃止すること。

３　国債の利払い負担は、支払利子から国の受取利子を控除した純利払費に相当する額を一般会計歳出の国債費に計上し、国際比較が可能な財政情報を公表すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
財　務　大　臣

＊案件

日程第６　意見書案第14号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（58票）

三浦恵美	渡辺　学
飯田　満	岩田英高
三宅隆介	重冨達也
嶋　凌汰	鈴木朋子
井土清貴	林　敏夫
田倉俊輔	押本吉司
枝川　舞	春　孝明
柳沢　優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
月本琢也	青木功雄
吉沢章子	橋本　勝
齋藤　温	山崎直史
小堀祥子	宗田裕之
那須野純花	井口真美
高戸友子	石川建二
仁平克枝	木庭理香子
高橋美里	堀添　健
長谷川智一	岩隈千尋
嶋田和明	織田勝久
工藤礼子	雨笠裕治
浦田大輔	田村伸一郎
平山浩二	浜田昌利
各務雅彦	かわの忠正
本間賢次郎	松原成文
矢沢孝雄	石田康博
末永　直	浅野文直
市古次郎	大島　明
後藤真左美	嶋崎嘉夫

＊議決結果

原案可決

＊案件

日程第６　意見書案第15号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（38票）

三浦恵美	後藤真左美
飯田　満	渡辺　学
三宅隆介	鈴木朋子
嶋　凌汰	林　敏夫
井土清貴	押本吉司
田倉俊輔	春　孝明
枝川　舞	川島雅裕
柳沢　優	河野ゆかり
月本琢也	宗田裕之
吉沢章子	井口真美
齋藤　温	石川建二
小堀祥子	木庭理香子
高橋美里	堀添　健
長谷川智一	岩隈千尋
嶋田和明	織田勝久
工藤礼子	雨笠裕治
浦田大輔	田村伸一郎
平山浩二	浜田昌利
市古次郎	かわの忠正

・反対（20票）

菅谷英彦	重冨達也
加藤孝明	野田雅之
那須野純花	青木功雄
高戸友子	橋本　勝
仁平克枝	山崎直史
各務雅彦	松原成文
本間賢次郎	石田康博
矢沢孝雄	浅野文直
末永　直	大島　明
岩田英高	嶋崎嘉夫

＊議決結果

原案可決

＊案件

日程第６　意見書案第16号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（８票）

齋藤　　温	渡辺　　学
小堀　祥子	宗田　裕之
市古　次郎	井口　真美
後藤　真左美	石川　建二

・反対（50票）

三浦　恵美	岩田　英高
飯田　　満	重冨　達也
三宅　隆介	鈴木　朋子
嶋　　凌汰	林　　敏夫
井土　清貴	押本　吉司
田倉　俊輔	春　　孝明
枝川　　舞	川島　雅裕
柳沢　　優	河野　ゆかり
菅谷　英彦	野田　雅之
加藤　孝明	青木　功雄
月本　琢也	橋本　　勝
吉沢　章子	山崎　直史
那須野　純花	木庭　理香子
高戸　友子	堀添　　健
仁平　克枝	岩隈　千尋
高橋　美里	織田　勝久
長谷川　智一	雨笠　裕治
嶋田　和明	田村　伸一郎
工藤　礼子	浜田　昌利
浦田　大輔	かわの　忠正
平山　浩二	松原　成文
各務　雅彦	石田　康博
本間　賢次郎	浅野　文直
矢沢　孝雄	大島　　明
末永　　直	嶋崎　嘉夫

＊議決結果

否決

＊案件

日程第６　意見書案第17号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（８票）

齋藤　　温	渡辺　　学
小堀　祥子	宗田　裕之
市古　次郎	井口　真美
後藤　真左美	石川　建二

・反対（50票）

三浦　恵美	岩田　英高
飯田　　満	重冨　達也
三宅　隆介	鈴木　朋子
嶋　　凌汰	林　　敏夫
井土　清貴	押本　吉司
田倉　俊輔	春　　孝明
枝川　　舞	川島　雅裕
柳沢　　優	河野　ゆかり
菅谷　英彦	野田　雅之
加藤　孝明	青木　功雄
月本　琢也	橋本　　勝
吉沢　章子	山崎　直史
那須野　純花	木庭　理香子
高戸　友子	堀添　　健
仁平　克枝	岩隈　千尋
高橋　美里	織田　勝久
長谷川　智一	雨笠　裕治
嶋田　和明	田村　伸一郎
工藤　礼子	浜田　昌利
浦田　大輔	かわの　忠正
平山　浩二	松原　成文
各務　雅彦	石田　康博
本間　賢次郎	浅野　文直
矢沢　孝雄	大島　　明
末永　　直	嶋崎　嘉夫

＊議決結果

否決

＊案件

日程第６　意見書案第18号

＊本会議投票結果（総数58票）

・賛成（５票）

三浦恵美	月本琢也
飯田　満	吉沢章子
三宅隆介	

・反対（53票）

嶋　凌汰	鈴木朋子
井土清貴	林　敏夫
田倉俊輔	押本吉司
枝川　舞	春　孝明
柳沢　優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
齋藤　温	青木功雄
小堀祥子	橋本　勝
那須野純花	山崎直史
高戸友子	宗田裕之
仁平克枝	井口真美
高橋美里	石川建二
長谷川智一	木庭理香子
嶋田和明	堀添　健
工藤礼子	岩隈千尋
浦田大輔	織田勝久
平山浩二	雨笠裕治
各務雅彦	田村伸一郎
本間賢次郎	浜田昌利
矢沢孝雄	かわの忠正
末永　直	松原成文
市古次郎	石田康博
後藤真左美	浅野文直
渡辺　学	大島　明
岩田英高	嶋崎嘉夫
重冨達也	

＊議決結果

否決

令和８年第３回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

（その２）

請　　願　　文　　書　　表

受理番号	受理年月日	件　　名	請願提出者	紹介議員	要　　旨	付託委員会
41	8. 10. 2	川崎市宮前区宮崎二丁目におけるマンション建設計画に関する請願	宮前区在住者 ほか 20 名	石田康博 押本吉司 工藤礼子 石川建二 高戸友子 吉沢章子 月本琢也 三浦恵美	1　事業者に対し、建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の目的及び川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要領に基づき、本計画の見直し（住戸数の削減等）を市として働きかけること。 2　事業者に対し、要綱の基準に適合していない計画事項について、速やかな是正を指導すること。 3　事業者に対し、当該マンションの事業形態・管理責任を明確にし、近隣住民が安心して暮らすことのできる住環境の確保に向けた努力とその内容を近隣住民に対して十分に説明するよう、市として指導すること。 4　要綱について、他都市の条例化事例も踏まえ、罰則規定を伴う条例化の検討を早急に進めること。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件　　名	請願提出者	紹介議員	要　　旨	付託委員会
42	8. 10. 6	川崎市健康福祉局及び社会福祉法人らぽおるの樹が、役職保全と組織防衛を重んじるあまり、結果として公益性及び利用者保護に相反する力として作用していることを指摘する請願	横浜市保土ケ谷区在住者	井　口　真　美	社会福祉法人らぽおるの樹については、行政処分及び返還金等、労務管理上の問題など法人統治及び利用者保護に関わる重要な問題が重なっており、これまで同法人の業務執行理事として、法人内部の会計処理等について問題提起を行ってきた。 また、健康福祉局に対して、同法人の運営実態及び同局の指導監査のあり方について、継続的に意見、要望、問題提起を行ってきた。 本請願が求めるのは、社会福祉法人としての公益性、利用者保護等に加えて、健康福祉局の指導監査の実効性について、具体的事実及び記録に基づいて審査することであり、市議会には、これらの指摘について、議会としての結論を示していただきたい。	健康福祉委員会

陳　　情　　文　　書　　表

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情提出者	要　　旨	付託委員会
164	8. 9. 10	非営利団体が運営する学童保育に補助金交付を求める陳情	宮前区 自主共同花の台学童保育ホール運営委員会代表	児童福祉法等に基づき、放課後児童健全育成事業の届出を行い、川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例を遵守して運営する非営利団体に対して、国が規定する子ども・子育て支援交付金を交付してください。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情提出者	要　　旨	付託委員会
165	8. 10. 2	持ち主の分からない私道の舗装と水道管の更新を市が行うことを求める陳情	多摩区在住者 ほか 15名	私たちが住んでいる住宅に面する道路は、開発時から私道であり、現在の登記簿では東京都内の会社名義となっています。開発されてから45年近く経過し、道路はとても傷んでおり、水道管も老朽化しているはずで、いつ破裂するか分からない状態です。 これは当然所有者が直すべきものですが、登記簿に記されている会社は既にないようで、道路公園センターからは道路を使用している者が、私道舗装助成制度を使って補助を受け、直すことができるという話をいただきました。しかし、私たちにそんな大金は出すことはできません。 道路は公共のものです。このように所有者も分からず、どんどん傷んでいくのを放置するのは、市民の安全を脅かすものだと思います。議会の皆様が制度を改め、所有者のわからない道路の整備を市が行って、市民の安全を守るように強く働きかけていただきますように陳情いたします。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件　　名	陳 情 提 出 者	要　　旨	付託委員会
166	8. 10. 5	28万人が利用する川崎市民プラザの令和８年度末利用終了を必要最小限の安全確保実施により継続利用を求める陳情	宮前区 川崎市民プラザを存続させる会 ほか １団体	市は川崎市民プラザについて、耐震補強工事等を実施せず、安全確保が困難であるとして現施設の利用終了を公表しました。しかしながら、新たな施設の整備の見通しが具体化するまでの間、大規模な耐震補強及び修繕を前提とすることなく、必要最小限の安全対策により継続利用が可能か検討し、年間28万人に及ぶ利用者への影響を最小限とするよう、積極的な対応を願い、陳情いたします。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情提出者	要　　旨	付託委員会
167	8. 10. 6	市における民泊の適正運営及び防犯対策の強化に関する陳情	宮前区在住者	市内の民泊（住宅宿泊事業）は、事業を始める際に市への届出が必要ですが、届出を受理した後、実際に適正な運営が続けられているかどうかを継続的に確認する仕組みが十分ではありません。防犯及び住民の安全・安心を確保する観点から、次の対策を求めます。 １　届出を受理した後も、少なくとも年１回を目安に、担当職員による巡回等を通じて、営業実態を確認する仕組みを設けること。 ２　法令上、既に義務付けられている宿泊者名簿の適正な管理について、その実施状況を市が確認する体制を整えるとともに、事件発生時に警察等が迅速に確認できるよう情報共有の手順を明確にすること。 ３　届出施設の情報（届出番号・所在地・事業者名簿）をウェブサイト等で住民に公表するとともに、宿泊者への地域ルールの説明を多言語で行うよう事業者を指導すること。 ４　民泊・旅館業に関する専用の相談・通報窓口（直通ダイヤル等）を設置し、その連絡先を分かりやすく周知すること。	総務委員会

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和８年１０月１３日

《総務委員会》 請願第３９号 陳情第３号、６号、７号、８号、９号、４８号、５２号、９３号、１５３号 総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について
《文教委員会》 請願第７号、１１号 陳情第１号、１２３号 市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について
《健康福祉委員会》 請願第４号、１３号、３０号、３３号 陳情第４３号、１２１号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について
《まちづくり委員会》 請願第３号、１４号 陳情第１４号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について
《環境委員会》 陳情第６３号、１４８号 環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について
《議会運営委員会》 陳情第５７号 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項